

※「業務改革番号」欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を示す。

①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
内閣官房	内閣情報調査室	①	平成30年中に整備したデータ管理システム及び情報収集システムにより、より安全かつ効果的に情報関心を踏まえた的確な実施方針の策定が可能となったため、実施担当者の能力向上のための研修の企画立案業務及び情報収集手法の研究・蓄積・その内容に基づく実施担当者への助言業務の実施を専門の職員に特化させて担当させることで、効率的・効果的な業務体制の整備を図る。
内閣官房	内閣情報調査室	③	これまで担当していた会議開催に係る連絡調整業務について、関係省庁からの出向者で構成される組織の職員にその連絡調整業務を支援させ円滑な連絡調整を可能とすることで、体制の合理化を図る。
内閣官房	内閣衛星情報センター	③	データ中継システムの開発が間もなく終了することから、これまで2名で行っていた衛星と地上各システムに関する事務を1名が取りまとめることにより、業務実施体制の改革を図る。
内閣官房	内閣人事局	③	全国ブロック単位で実施する講習会等について、従前は関連するスタッフ職、係に加えて、他のラインも協力して実施していたが、毎年度実施する中で、準備をより効率的に実施できるよう見直し、業務量を削減する。
内閣法制局	第一部	③	効率的・効果的な業務の実施体制の構築という観点から、国会対応業務について定型的な業務マニュアルを作成しこれにより無駄な業務を洗い出し、各種作業を可視化する。また、質問主意書の答弁審査において法令調査官の複層的チェックの実施、経験のある係長の配置とともに、経験者等がお互いに他の事務官や作成省庁に対し答弁作成形式のポイントや特に誤りやすい事項の助言・指導を実施することで、効率的・効果的な答弁審査の実施体制を構築する。
内閣府本府	大臣官房人事課	③	課内の人事・会計等庶務業務について、繁忙期における課内のサポート体制を構築するとともに、定型的な業務についてはマニュアルを整備することにより業務を定型化し、期間業務職員の活用を図り、業務実施体制の見直しを図る。
内閣府本府	大臣官房会計課	③	令和元年10月より人事・給与システムの非常勤サブシステムの導入作業を実施し、非常勤職員給与の支給のために利用している行政総合事務システム(給与編)から給与データ等の移行を順次行い、令和2年4月より同サブシステムの運用を開始することで給与支給業務の効率化を図る。
内閣府本府	政策統括官(経済社会システム担当)	③	当担当が庶務を務めている専門調査会の各ワーキング・グループについて整理・統合し、取りまとめ等のための業務量を減少させ、業務の効率化を図る。また、専門委員等の知見の一層の活用により、業務を合理化する。
内閣府本府	政策統括官(科学技術・イノベーション)	③	原子力の国際協力に関する関係行政機関との調整業務について、他の調整業務と合わせて実施することにより業務量を削減し、効率的・効果的な事務の実施体制とする。
内閣府本府	政策統括官(防災)	③	各省庁における業務継続計画の充実・改善を推進してきた中で、一定程度、充実・改善の方策につきノウハウが蓄積されていることを踏まえ、相談・調整業務のマニュアルの作成や好事例の横展開等により、相談・調整業務等の効率化を図りながら、既存の業務の実施体制を見直す。
内閣府本府	政策統括官(原子力防災担当)	③④	原子力災害現地対策本部の設置及び運営に関する関係行政機関の事務の調整について、平成31年3月に、地方公共団体が実施する訓練の基本的な指針となる「原子力防災訓練ガイドンス 訓練の企画、実施、評価及び改善のあり方(改訂案)」を策定した。この改定により、これまで各地方公共団体に対して個別に行っていた、訓練の企画・立案や訓練に係る指導・助言について、当該ガイドンスをより一層活用するとともに、引き続き一部外部委託を行うことで、業務の効率化を図る。
内閣府本府	男女共同参画局	③	国際機関、国際会議及び外国の行政機関等に関する事務について、各種必要資料の定型化や資料翻訳等の一部外部委託等により、期間業務職員を活用することで一定程度の業務効率化を図る。
内閣府本府	食品安全委員会事務局	③	食品安全委員会及び各調査会の運営について、スケジュール管理等を一元化し、資料の作成や調査会委員の旅費請求手続等の事務分担の見直しにより業務の効率化を図り、業務の実施体制を見直す。
内閣府本府	経済社会総合研究所	①	SNA統合データベースシステムの導入により、国民経済計算のうち国民資産に関する経済計算を作成するための推計業務における業務処理の効率化を図る。
内閣府本府	子ども・子育て本部	③	児童手当に係る地方公共団体に対する指導監督や、同制度の実施状況に係る調査等の業務を効率化し、当該業務を他の関連業務を行う職員が一体的に実施することにより、業務実施体制の見直しを図る。
内閣府本府	沖縄総合事務局	③	駐留軍用地の返還に関する事務と駐留軍用地跡地の利用に関する事務を1つの係に集約することにより効率的な実施体制とし、その他の事務については再任用短時間勤務職員を活用するなど、業務の実施体制を見直す。
内閣府本府	沖縄総合事務局	③	金融庁においては、検査局・監督局が協働して効率的な体制でのモニタリングを実施しているところ、金融庁での体制変更に合わせて、検査部門と監督部門との協働による新しい金融モニタリングへの対応を行い、金融部門全体で効率的な金融機関のモニタリングを実施し、業務の実施体制を見直す。

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
内閣府本府	沖縄総合事務局	③	食品表示の監視業務、牛トレーサビリティ制度や米トレーサビリティ制度に係る監視業務、農産物検査法に基づく指導業務等について、一定程度、制度の普及促進が進んだことから、食品表示とトレーサビリティについて監視業務を集約し、業務の実施体制を見直す。
内閣府本府	沖縄総合事務局	③	「国営施設応急対策事業」宮古地区については、事業の進捗による設計業務の減少を踏まえ、工事の実施を所掌する職に設計業務を集約し、業務の実施体制を見直す。
内閣府本府	沖縄総合事務局	③	港湾事業の入札及び契約の技術的審査、工事積算調査の業務について、入札契約手続きに係る施工工程審査等を担当する職に集約し、業務実施体制を見直す。
内閣府本府	沖縄総合事務局	③	不用物件の管理・交換、道路及び河川に係る管理瑕疵、低潮線の保全に関する事務について、ノウハウがある程度確立されてきたところから、他の係へ振り分けを行うことで既存の業務実施体制を見直す。
内閣府本府	沖縄総合事務局	③	課単位で行っていた公共工事の品質確保の基本方針に基づく施策の実施や発注関係事務の支援について、部単位の技術検査官に集約することにより、既存の業務実施体制を見直す。
内閣府本府	沖縄総合事務局	③	那覇空港滑走路増設事業に関する入札契約手続きに係る技術的審査等について、今年度末の滑走路の供用開始に伴い、業務量の減少が見込まれることから同業務を本局に集約し、既存の業務実施体制を見直す。
宮内庁	長官官房秘書課	③	採用・退職管理業務、人事評価及び人事記録業務に関するマニュアル整備等に伴い、再任用職員や非常勤職員を活用することにより業務実施体制の見直しを図る。
宮内庁	京都事務所工務課	④	御所離宮等の土木及び給排水設備に関する工事の調査業務の積極的な外部委託により業務の効率化を図る。
公正取引委員会	・経済取引局企業結合課 ・経済取引局取引部取引企画課取引調査室 ・経済取引局取引部企業取引課 ・審査局審査長	③	各部局に分散して担当者を配置し行っている経済分析業務の実施体制を見直し、一つの課に担当者を集約することで、事務総局全体として一元的に経済分析業務を行うこととするとともに、同課EBPM担当と緊密な連携をとることができることにより、経済分析業務を効率化する。
警察庁	刑事局捜査第一課	③	消費者被害事件対策については、これまでの業務において、都道府県警察に対する指導・調整のための体制が整い、また関係省庁との情報共有のルートも確立されるなど、知見・ノウハウが蓄積されつつあることから、親和性のある業務を行う者が担うことで合理化を図る。
警察庁	警備局外事情報部外事課	③	これまで在京の外国治安情報機関との連絡・調整業務については、担当地域を分けて対応してきたところ、当時と比べ情報網がより強固になっていることから、担当地域の区分を統合し、情報・知見を一元的に集約することで業務の効率化を図る。
警察庁	情報通信局 情報通信企画課 (地方機関情報通信部)	③	事案発生時における現場からの映像伝送や警察無線の不感地帯対策等を行う初動警察通信活動について、各種マニュアルの作成、真に必要な対象事案の明確化等の徹底による効率化を図り、実施体制を見直す。
警察庁	情報通信局 情報技術解析課 (地方機関情報通信部)	③	犯罪の取締りにおける電子機器等の解析の業務に当たる各都道府県(方面)情報通信部情報技術解析課の業務実施体制を見直し、業務量格差を是正する。
個人情報保護委員会	事務局	③	特定個人情報に関する各府省に係る通常の監視・監督業務については、これまでの業務実績を通じて一定程度のノウハウ等の蓄積が図られていることから、これらを活用することで同業務の効率化を図り、業務実施体制を見直す。
金融庁	総合政策局秘書課 管理室	③	金融機関のモニタリングにかかる既存業務の効率化を図った上で、職員増加に伴い年々増加している、各種支払手続等の出納業務に適切に対応するための体制を整備することとし、業務の実施体制を見直す。
金融庁	総合政策局秘書課 管理室	③	金融機関のモニタリングにかかる既存業務の効率化を図った上で、内部監査の実施、行政事業レビューの実施、契約監視委員会の開催等に適切に対応するなど、適正な会計監査を行っていくための体制を充実させることとし、業務の実施体制を見直す。
金融庁	総合政策局秘書課 情報化統括室	③	金融機関のモニタリングにかかる既存業務の分担の見直しを図った上で、戦略的な情報システム予算の企画・立案を行う体制を整備することでITガバナンスを強化すると共に、RPA等を活用した庁内の業務改革を通じて業務の効率化を推進していく。
金融庁	総合政策局総務課 国際室	③	金融機関のモニタリングにかかる既存業務の分担の見直しを図った上で、サステナブルファイナンスやフィンテックに係る国際的な議論に対応するための調査を行う体制を整備することとし、業務の実施体制を見直す。
金融庁	監督局総務課	③	銀行等のモニタリングにかかる既存業務の効率化を図った上で、「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月 行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定)を踏まえた、より一層厳格な公文書管理等に対応するための体制を整備することとし、業務の実施体制を見直す。

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
金融庁	監督局総務課	③	保険会社のモニタリングにかかる既存業務の効率化を図った上で、保険会社の新たなソルベンシー規制導入に係る検討等に対応する体制を整備することとし、業務の実施体制を見直す。
消費者庁	消費者政策課	④	業務委託を活用し、インターネット上からも消費者トラブル情報を収集することで、消費者への注意喚起や早めの情報提供を行うべき案件(法律に基づかないもの)に係る情報収集の効率化を行う。
消費者庁	取引対策課	①	事務処理の電子化により、関係者間の情報共有を円滑にすることで、調査業務の効率化を図る。
総務省	行政管理局企画調整課	③	行政管理局の所掌に係る調査研究業務については、局内の他課室等の所掌する業務と密接に関連することから、総括・調整業務を担当する職員に業務を集約することにより、業務実施体制を効率化する。
総務省	行政評価局企画課 行政評価局政策評価課 行政評価局評価監視官	③	調査業務等において、これまでは主に紙により資料の収集・保管、情報共有等を実施していたが、電子決裁システムや本省・地方支分部局共通のサーバー上での情報共有、資料保管を推進することにより業務を効率化する。
総務省	自治行政局 地域自立応援課	③	地域おこし協力隊に係る各種研修会や会議等の事務について、一定のノウハウの蓄積が図られたことから、マニュアル化や各団体等との適切な役割分担を明確化し、これらに関する業務の効率化を図ることとする。
総務省	自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室	③	地方公務員の定年引上げに係る給与・退職手当制度の整備・運用方針等について一定の整理がついたことや、自治体からの質疑応答等に関するノウハウの蓄積などを活用し、地方自治体の円滑な制度導入や適正な制度運用を推進するためのマニュアル作成などにより、現状の事務処理体制を見直す。
総務省	自治財政局 財務調査課	①	RPA(Robotic Process Automation)等集計ツールを活用し、調査の集計、説明資料・公表資料の作成等の作業を自動化することにより、業務改善を行う。
総務省	自治税務局都道府県税課	②	各種調査に係る集計業務等について、精査による調査項目の削減を行う等の見直しを行う。
総務省	国際戦略局	③	国際会議や海外出張に関するロジ業務等の見直し、簡素化を図るなど業務見直しを行う。
総務省	総合通信基盤局 電波部	④	無線資格試験の試験科目の内容や実施方法などの試験制度の企画立案のため、従前、国の職員が担当してきた最新の技術動向や諸外国の資格制度の情報収集といった事務を、電波法に基づく指定機関に担わせる。また、再任用短時間職員を配置し、当該機関との連絡調整の事務を担わせる。
総務省	統計局統計調査部 消費統計課物価統計室	③	小売物価統計調査その他の価格に関する統計調査の製表に関するマニュアルを整備することにより業務を効率化する。
総務省	政策統括官 恩給業務管理官	③	死亡失権関係事務及び債権管理事務について、マニュアル等を整備することにより、業務を効率化する。
総務省	政策統括官 統計企画管理官	③	平成27年度にオンライン推進専門官を設置後、統計調査のオンライン調査導入率が平成26年度67.1%から30年度84.1%に向上したことから、今後のオンライン推進業務は、統計及び統計制度の企画業務を担当する職員に集約することにより、業務実施体制を効率化する。
総務省	総合通信局 総務部	②	総合通信局等の各業務を経験した職員を再任用短時間職員として広報業務に従事させることにより、本務職員の事務の効率化を実現する。
総務省	総合通信局 無線通信部	②	長年にわたり電波行政に携わっており免許制度等に知見がある職員を再任用短時間職員として無線通信の免許発給事務等に従事させることにより本務職員の事務の効率化を実現する。
総務省	消防庁予防課	③	消防法令に基づく総務大臣への届出の受理・供覧等の業務について、これまでのノウハウの蓄積により、業務を定型化することで効率化し、業務実施体制の効率化を図る。
法務省	法務局・地方法務局	①	二次元バーコードの活用による受付等の自動化、オンライン申請に係る自動記入機能の充実に係る機能の利用拡大により、既存業務の省力化を行うことで業務を効率化する。
法務省	法務局・地方法務局	③	常勤職員の実施する業務の一部(オンライン申請に係る特殊相談対応等)について再任用短時間勤務職員を活用する。
法務省	法務局・地方法務局	③	登記所の業務量、地域の地理的条件に留意しつつ、登記所の配置が適正となるよう統廃合を行う。
法務省	地方検察庁	③	地方検察庁ごとの組織犯罪関係事犯及びデジタルフォレンジックを要する事件に係る業務量の格差を踏まえ、定員配置の見直し及び適正化を図る。
法務省	地方検察庁	③	被害者等通知に係る業務について再任用短時間勤務職員を活用することにより、定員配置の見直し及び適正化を図る。
法務省	地方検察庁	③	地方検察庁ごとの児童虐待等に係る業務量の格差を踏まえ、定員配置の見直し及び適正化を図る。
法務省	地方検察庁	③	地方検察庁ごとの被害者等対応に係る業務量の格差を踏まえ、定員配置の見直し及び適正化を図る。
法務省	地方検察庁	③	地方検察庁ごとの刑執行指揮等及び追徴金等徴収に係る業務量の格差を踏まえ、定員配置の見直し及び適正化を図る。
法務省	刑事施設	③	刑事施設における全国的な収容動向を踏まえ、黒羽刑務所を2部制に縮小して効率的な収容体制に見直す。

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
法務省	刑事施設	③	刑事施設における全国的な収容動向を踏まえ、長野拘置支所を廃止して効率的な収容体制に見直す。
法務省	刑事施設	③	刑事施設における全国的な収容動向を踏まえ、鶴岡拘置支所を廃止して効率的な収容体制に見直す。
法務省	刑事施設	③	居室等の保安検査等については、刑務官又は作業専門官としての豊富な経験や培ってきた能力を生かして実施することが効果的であることから、再任用短時間職員を活用することにより、業務の実施体制を見直す。
法務省	刑事施設	③	庶務業務のうち、公文書の授受、外来者の応接、職員の休暇などに関する事務について、事務内容の精査や、事務分担の見直しによる事務処理の集約化により、業務実施体制を見直す。
法務省	刑事施設	③	運転業務について、職員がシフトを組んで交替で運転業務を実施する体制を整備することとし、業務実施体制を見直す。
法務省	少年院	③	少年院における全国的な収容動向を踏まえ、月形学園を廃止して、効率的な収容体制に見直す。
法務省	少年院	③	自弁書籍の閲覧に係る審査業務については、法務教官としての豊富な経験や培ってきた能力を活かして実施することが効果的であることから、再任用短時間勤務職員を活用することにより、業務の実施体制を見直す。
法務省	少年鑑別所	③	鑑別部門における鑑別・地域援助業務の独立性を確保しつつ、総務系業務及び一部の保安警備業務について、近接する矯正施設及び同矯正管区内に所在する本所における集約実施を行うこととする。
法務省	少年鑑別所	③	企画事務業務については、法務教官としての豊富な経験や培ってきた能力を活かして実施することが効果的であることから、再任用短時間勤務職員を活用することにより、業務の実施体制を見直す。
法務省	少年鑑別所	③	会計業務のうち、在所者の自弁品の購入や領置品の出納補完に関する事項などについて、事務内容の精査や事務分担の見直しによる事務処理の集約化により、業務実施体制を見直す。また、17時以降に生じる時間外の入所による会計事務について、遅出勤務を活用して順転で担当するなど、勤務体制の見直しを図る。
法務省	少年鑑別所	③	少年鑑別所における庶務課業務のうち、公文書の発受、外来者の応援、職員の休暇などに関する事務について、事務内容の精査や、事務分担の見直しによる事務処理の集約化により、業務実施体制を見直す。
法務省	保護観察所	②③	一部の保護観察所に、高齢又は障害により福祉サービスを必要とする起訴猶予者等を対象とする特別支援ユニットや、薬物事犯者に関するケース検討会議や医療機関等との連携業務を専門的に担う薬物処遇ユニットを設置し、両ユニットが関係機関・団体との連携・調整に係る業務を担い、窓口となることで、業務の重複を解消するとともに、一元的に社会資源の情報を収集・整理し、より広い視点から社会資源を開拓することを可能とすることで薬物依存、福祉的支援等に関する関係機関・団体との連携・調整等に係る事務の効率化を図る。
法務省	出入国在留管理庁	③	被收容者に係る仮放免関係業務について、被收容者の動静等に関し、処遇部門との連携を強化し、仮放免審査に必要な情報の一部を事前に共有することなどにより、業務実施体制の見直し及び効率化を図る。
法務省	出入国在留管理庁	③	不法滞在者等の摘発業務について、これら対象者に小口・分散化や手口の巧妙化がみられることなどから、これまで以上に、事前に入念な情報の収集・分析を行い、違反態様を可能な限り詳細に把握するなど、業務の情報化・専門化を進めることにより、効率性や安全性を向上させつつ、事案に応じてより少人数規模で業務に当たることができるよう、業務実施体制を見直す。
法務省	公安調査局	③	情報ルートを活用の在り方を変更し、必要な情報収集が可能と見込めるようになったと判断した団体に対する調査業務を合理化する。
外務省	大臣官房及び省内部局	①②④	個々の部局・課室で実施中の業務改善の取組(具体例は以下のとおり)について情報共有を行い、本省全体の業務改善を推進する。 ・国際会議開催準備における外部業者の活用、ロジ業務の簡素化 ・省内会議におけるペーパーレス化の推進(タブレット端末の活用) ・決裁ルートの整理・簡素化 国際会議開催準備における外部業者の活用、電子端末を利用した省内会議時のペーパーレス化の推進をはじめ、業務改善に関するグッドプラクティスを収集し、共有等することで業務の効率化を図る。
外務省	在瀋陽総	②	現地の治安情勢に関して、情報収集が必要な事項や情報収集の相手方(任国政府の担当部門等)を整理し、担当者間の役割分担を明確にすることにより、作業の重複を防ぎ業務を効率化する。また、整理した事項について、在中国公館の間でも共有を行い、同様の効率化を図る。
外務省	在外公館	②③	各公館で所有する通信機器のアップデート・メンテナンスに係る作業のマニュアル化を行い、業務を効率化する。 また、通信システム機器の運用・管理等について、通信機器担当者(本省)からの遠隔操作を行うことで、各公館の業務を軽減する。
外務省	在外公館	①	各公館における領事関係の業務の一部について、職場外からの遠隔操作を可能とし、効率的な業務を可能とする。 例えば、領事メールの発出や、たびレジ(海外安全情報配信サービス)を通じた情報提供について、タブレット端末からの発信を可能とする。
外務省	在外公館	②	現地の政治・経済情勢に関連して、情報収集が必要な事項や情報収集の相手方(任国政府の担当部局等)を整理し、担当者間の役割分担を明確にすることにより、作業の重複を防ぎ、業務を効率化する。

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
外務省	在ドバイ総	②	旅券・査証業務については、電子システムで管理し、業務の合理化を図る。 また、申請書類を電子システムで一括管理することにより、資料の散逸を防ぎ、処理の効率化を図る。
外務省	在エチオピア大	②	在エチオピア大で実施していたアフリカ連合(AU)に関する業務内容(政務分野等)を整理し、近年設置されたAU代表部に移管することで、重複していた業務の整理・一元化を図る。
外務省	在ガーナ大	③④	経済協力関連の業務(比較的小規模なODAプロジェクトの進捗管理等)について、外部への委嘱を活用する。
財務省	財務局	①②	マネロン対策等に関するモニタリング(検査・監督)に係るガイドライン等の概要やモニタリングのポイント等を短時間で理解し、効率的なモニタリング業務に資するガイドブックの作成や、優良な検査手法等の積極的な共有化を図るほか、提出される報告書の必要な定量データ等を自動で集計できるツールを作成、活用することにより、業務を効率化・省力化する。
財務省	財務局	③	各部門における業務の高度化・複雑化及び業務量の増加に対し、在職中の豊富な経験や知識を活かし、各部門における処理困難事案や重要案件等の処理を担う再任用短時間職員を充てる。
財務省	税関	③	空港の税関検査場における旅客の誘導等について賃金職員を活用することやデジタルサイネージによる携帯品・別送品申告書の記載の遡憑等を通じて業務の合理化を図る。
財務省	税関	①	事前情報の活用及びX線検査装置や門型金属探知機等の最先端技術を搭載した取締・検査機器の活用を通じて業務の合理化を図る。
財務省	税関	①	通関関係書類の電子化・ペーパーレス化等の取組を一層推進することにより業務の合理化を図る。
財務省	税関	③	国際郵便物を取り扱う官署において、郵便物の搬送設備、検査機器の配置場所の見直し等による業務の合理化を図る。
財務省	税関	③	通関支援業務に関して、事務処理量の変化等を考慮しつつ、税関別の各事務系統の現状の定員配置状況を比較し、相対的な事務処理量に応じた定員の再配置を行う。
財務省	税関	③	犯則調査について、IT技術を駆使する必要性がある専門性の高い分野に対して専担体制を構築することを通じて業務の合理化を図る。
財務省	税関	①	内部システムに蓄積された情報の活用・分析を行い、税務調査を行う調査先選定についてより確度の高いスクリーニングを実施することで業務の合理化を図る。
財務省	税関	③	旅客に係る情報分析について、業務の集約化の徹底を通じて情報分析の重複化を排除するなど合理化を図る。
財務省	国税局 統括国税実査官 税務署 個人課税部門 法人課税部門	①	税務調査等に使用する資料情報を出力する際、個人番号が印字されている書類は、番号法に基づく厳格な保護措置を求められていることから、出力の都度個人番号についてマスキングをし当該資料を使用しているが、KSKシステムの改修により、出力の際に個人番号を印字しないよう選択することを可能にすることで、マスキング漏れを防止できるとともに、マスキング事務を省略することで業務の効率化を図る。
財務省	税務署 管理運営部門 徴収部門 個人課税部門 資産課税部門 法人課税部門 酒類指導官	②	税制改正などにより事務提要(事務処理手順を定めたマニュアル)が改正された場合には、当該改正部分を国税庁において刷成し各局税務署に配布し、各税務署では改正部分の該当ページの差し替え作業を行ってきたところ、改正後の事務提要を全職員が閲覧可能な国税庁LANに掲載し、事務提要の改正部分の刷成を廃止することにより、業務の効率化を図る。
財務省	税務署 資産課税部門	②	相続税法改正による基礎控除額の引下げに伴い、申告書提出件数が増加したことにより、申告審理事務が増加傾向にあるところ、申告審理にあたって一定の基準を設けることにより業務体制を見直し効率化を図る。
財務省	国税局酒税課 税務署酒類指導官	③	酒類業者への調査については、課税調査及び各種関係法令に基づく調査をそれぞれ実施しているところであるが、これらの調査をそれぞれ実施するのではなく、併せて実施することで、業務の効率化を図る。
財務省	税務署 資産課税部門	③	署資産課税部門の管理業務である文書発送確認事務について、マニュアルの整備等により事務処理手順を整備した上で、非常勤職員において同業務を処理することを可能とする体制を整備することで管理業務の効率化を図る。
財務省	税務署 徴収部門	③	署徴収部門が実施している納税の猶予等事案に係る電話催告事務について、催告センターの非常勤職員による電話催告が可能となるようマニュアルを整備することで、業務体制を見直し効率化を図る。
財務省	国税局 特別整理部門 税務署 徴収部門	①	署徴収部門及び局特別整理部門においては、各事案ごとの投下事務量を把握し、計画的に事務処理を行う必要があるところ、事案ごとの投下事務量・進捗状況を確認することができるようシステム改修を行うことで、事案管理事務の効率化を図る。

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
財務省	税務署 徴収部門	②	完結した滞納事案に係る書類については、完結日を基準として文書保存がされるが、当該書類に猶予関係書類(納税の猶予申請・許可通知、換領の猶予等)の有無の確認を行った上で、該当書類があれば別途保存期間の延長を行っており、文書保存事務の手續が煩雑となっていることから、保存期間の見直しを行い、猶予関係書類の有無にかかわらず、完結した滞納事案と文書保存期間を同一にすることで文書保存事務の効率化を図る。
文部科学省	大臣官房人事課	③	多様な区分の職員の初任給決定、昇格、昇給等に係る業務のうち、複数の係で共通する業務について、マニュアルの作成やノウハウの共有を図るとともに、繁忙期には係間で機動的な人員配置を行う。
文部科学省	大臣官房総務課 大臣政務官室事務第二係	③	大臣政務官の日程調整等の秘書業務については秘書官事務取扱の業務と一体的に行うとともに、省内関係部局との平易な連絡調整業務や事務室内の設備管理等の補助的業務については非常勤職員を活用することにより、効果的・効率的な業務実施体制とする。また、大臣政務官及び秘書官事務取扱の各種出張に係る事務等を総務課総務班が担当することにより、官房会計課や旅行会社との諸調整等の時期的な業務の増大に対して、機動的かつ円滑な対応を行う。
文部科学省	大臣官房会計課	①	国有財産価格改定業務の電算化をより推進し、業務の効率化を図る。
文部科学省	大臣官房政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室	②	関係府省と実施してきた情報化月間事業について、普及啓発が主目的であるところ、既に情報化が自明のものとなった社会情勢を踏まえて廃止することとする。
文部科学省	大臣官房国際課	③	海外協力推進係が担当する「国際協力機構(JICA)等を通じた技術協力等に関する業務」について、海外協力政策係が所掌する「開発途上国への教育協力に関する業務」と一体的に進めることで、類似事業・業務を精選し、より効率的・効果的な業務遂行を図る。
文部科学省	文教施設企画・防災部 施設企画課契約情報室	③	文教施設の整備に関する建設サービスの政府調達手続等に係る業務について、関係機関との協議や連絡調整、部局等への指導助言等の蓄積されたノウハウを整理し、マニュアルを充実することなどにより実施体制の見直しを行う。
文部科学省	文教施設企画・防災部 計画課整備計画室	③④	国立大学法人等施設の維持管理に関する業務について、各種調査の見直し、業務の一部の外部委託及び繁忙期における機動的な人員配置などにより効率化を図り、実施体制の見直しを行う。
文部科学省	総合教育政策局 地域学習推進課	③	厚生労働省との連携施策(放課後子ども総合プラン。H26年～)について、H30年、新プランとして5年継続が決定したが、これまでの実態調査等の蓄積を生かし調査方法等の改善による業務軽減を進めつつ、繁忙期の予算対応等、室全体で業務分担することにより業務合理化を図る。
文部科学省	初等中等教育局 幼児教育課	③	市町村における幼児教育推進支援体制に係る調査については、令和元年度予算から国の委託事業を補助事業に切り替えたことにより、主に会計面の執行事務の大幅な簡素化を図るとともに、マニュアルを整備することなどにより、効率化・定型化を行う。また、市町村における体制強化のための専門的、技術的な指導等については、これまでのモデル事業の成果等を踏まえ、幼児教育の質の向上等に関する業務と一体的に実施することで、効率化を図る。
文部科学省	高等教育局医学教育課	②	大学附属病院の運営における専門的事項についての調査及び援助・助言を主な業務とする病院支援専門官について、国立大学法人運営費交付金における「附属病院機能強化分」の大半を国立大学法人運営費交付金の中で基幹経費化したことで、従来行ってきたデータ収集及び算定などの業務を終了し、当該人員を合理化する。
文部科学省	高等教育局専門教育課	②	新分野・融合領域担当専門官の担当業務の一つである多様な学びのニーズや融合領域教育の実態把握について、別途大学に対して行っている「大学教育改革の実態の把握及び分析等に関する調査研究」に盛り込み実施するなど効率化を図るとともに、社会人の学び直しの推進については、事業の終了及び総合教育政策局へ業務を移管し、業務量が減少することから合理化を図る。
文部科学省	研究振興局参事官(ナノテクノロジー・物質・材料担当)付	③	専門官(インフラ構造材料担当)が担当する「インフラ構造材料に関する研究開発の推進に係る専門的事項についての企画及び立案」について、これまでの知見や外部機関の有する知見を活用し、業務の定型化を図ることでインフラ構造材料に関する情報収集・分析業務周辺調査を効率化し業務量を減少させるとともに、今後は課内の別担当に担わせることとする。
文部科学省	研究開発局開発企画課	③	担当業務であった核セキュリティ・サミットが終了し、また日米原子力協定が昨年、両政府の協議の結果、自動延長された。一方、核不拡散及び核セキュリティは引き続き重要な業務であるが、専門性が近く、両業務は相互に動向等を把握し行うことが必要であるところ、これに一体的に取り組むため、当該業務を核不拡散を担当する課長補佐に一元化する。
文部科学省	国立教育政策研究所	③	教育課程研究センターの研究官が行っている大学や研究機関等との連絡調整については、連絡方法や手續のマニュアル化を進めることにより、総務部研究支援課において実施し、効率化を図ることとする。また、現在進行中の研究業務については、複数の研究課題に対応する非常勤の研究補助者を配置したり、客員研究員やフェロー等外部の研究者を活用することで合理化を図る。
文部科学省	科学技術・学術政策研究所	①③	科学技術・学術政策研究所第1調査研究グループの「科学技術人材」に関する調査研究については、既存の博士人材データベースシステムの改修による業務の効率化、また定期的に実施している博士人材に係るアンケート調査の当該システムを活用した合理的な実施方法に変更していく予定であり、当該グループを合理化する。

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
文部科学省	スポーツ庁参事官(民間スポーツ担当)	③	スポーツ団体とスポーツ産業の連携促進のための調査研究、関係団体との連絡調整等に関する業務について、これまではそれぞれの担当が案件毎に個別に行っていた実施体制を、今後は参事官補佐等が実施している連絡調整等と一体的に行うなどの業務効率化を図ることにより、業務の実施体制を見直す。
文部科学省	文化庁	③	文化庁は、2022年度以降に予定される京都移転を見据え、2018年10月に文化庁や文化財部を廃止し、これまでの分野別の縦割り型から政策課題への柔軟かつ機動的な取組を可能とする組織再編を行ったところである。 当該組織再編以降、各課における企画や共通事務等の推進にあたり、企画調整課が総合的な見地から各課のフォローを行うことにより企画機能と推進機能を有機的に連動させる運用体制を構築(施策全体の総合調整は政策課)している。 これにより、実質的な組織別の縦割り事務が解消するとともに、各課における業務の効率化が促進されたことにより、これまで各課で担っていた企画や共通事務等に係る業務負担割合(エフォート)を軽減し、代わりにその他の多様で複雑・困難な行政課題に対して機動的な対応を図ることが可能となる。
厚生労働省	大臣官房会計課	③	自動車運転業務及び巡視業務について、業務に精通した再任用短時間勤務職員を活用する。
厚生労働省	医政局	③	看護サービス推進室で実施している看護師特定行為研修機関の指定業務については、研修機関の増加を図る中で、申請に係る医療機関の負担を考慮し、申請書類の記載内容の見直しや提出書類の簡素化等を検討するとともに、指導監査業務についても監査方法の見直しによる効率化等を検討する。
厚生労働省	医政局	③	歯科保健課で実施している歯科保健医療に関する情報収集・分析等に係る業務の一部については、歯科口腔保健推進室の実施する業務とも密接に関係していることから、連携することによって業務の効率化に取り組んでいる。また、外部の専門機関(シンクタンク等)も活用することによる業務の効率化にも努める。
厚生労働省	健康局	③	アレルギー疾患対策基本法(平成二十六年法律第九十八号)第十一条第一項に規定するアレルギー疾患対策基本指針に基づく政策の実現などに関するマニュアルの作成や繁忙期における課内のサポート体制の構築といった効率化を行い、業務の実施体制を見直す。
厚生労働省	健康局	③	難病対策に関する業務について、課内でそれぞれの係の業務内容の洗い出しを行い、類似性や親和性のある業務については一つの係に一元化するなど、業務の実施体制を見直すことにより合理化する。
厚生労働省	医薬・生活衛生局	①	医薬品、医薬部外品及び化粧品の許認可業務について、許認可業務や統計資料の作成のシステム化や許認可台帳の電子化を進めたことにより、業務の効率化が図られた。さらに申請・届出のオンライン化を図ることにより更なる業務の効率化を進める。
厚生労働省	医薬・生活衛生局(生食)	③	食品添加物の規格基準に係る関係省庁との業務調整などの業務について、課内の他の担当者も一部担うなど、課内の業務体制の見直しを行い、効率的に実施する。
厚生労働省	安全衛生部	③	労働者の安全確保対策に係る指導業務について、これまでの知見、検討の成果を踏まえ効率的な業務実施体制の構築や繁忙期における応援態勢の整備等を行うとともに、労働災害の集計、検討会開催準備等の定型的な業務に非常勤職員を活用する。
厚生労働省	安全衛生部	③	労働者の健康確保対策に係る指導業務について、これまでの知見、検討の成果を踏まえ効率的な業務実施体制の構築や繁忙期における応援態勢の整備等を行うとともに、疾病データの収集、検討会開催準備等の定型的な業務に非常勤職員を活用する。
厚生労働省	労働基準局	④	賃金引上げ事例の調査研究に係る業務の一部を外注化する。
厚生労働省	職業安定局	②	生活保護受給者等生活困窮者の実態調査・分析等について、実態調査・分析等を行う際の調査方法の標準化を図った上で、同一課内の他の係において分担するよう実施体制の見直しを行う。
厚生労働省	職業安定局	③	産業雇用安定センターの指導・援助について、マニュアル化や疑義回答集の作成を図った上で、同一課内の他の係において分担するよう実施体制の見直しを行う。
厚生労働省	雇用環境・均等局	③	育児等を理由に離職した女性の再就職支援等業務は引き続き重要な課題であるが、効果的な業務運営の観点から、事業主支援等を行っている他系の業務と一体的に実施することなどにより効率化を図った上で、業務の実施体制を見直す。
厚生労働省	雇用環境・均等局	③	職務分析・職務評価に係る調査・分析、導入支援業務は引き続き重要な課題であるが、一定程度必要な知見やノウハウの蓄積が図られたことから、これまでの成果を踏まえて定型化を図った上で、業務の実施体制を見直す。
厚生労働省	子ども家庭局	③	里親や特別養子縁組等の推進に関する係の業務は、児童養護施設等の児童福祉施設の小規模化・地域分散化等の推進に関する係の業務と密接に関係していることから、担当係を統合し、業務の効率化を図る。
厚生労働省	社会・援護局(社会)	③	業務負担の分散の観点から、「都道府県知事及び市町村長が行う生活保護法(昭和25年法律第144号)の施行に関する事務についての監査及びこれに伴う指導」に関することを所掌事務とする生活保護監査官に、当室主催の会議の全体進行管理や1年間の監査結果内容の整理等の所掌事務を割り振る。
厚生労働省	社会・援護局(援護)	③	援護・業務課と同審査室の業務実施体制を総合的に見直し、審査室で行っていた遺族年金支給申請に係る審査等の業務を援護・業務課に集約する。

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
厚生労働省	障害保健福祉部	③	障害総合支援法の施行に係る自治体支援について、同法施行後の実績をもとに標準的な業務の流れや業務内容を整理するとともに、業務の提携化を行ったうえで、実施体制を見直す。
厚生労働省	老健局	③	「老人福祉専門官」が所掌する、老人福祉法に定める措置等の老人福祉行政に関する専門的な業務については、高齢者支援課内の課長補佐が老人福祉法に基づく各種業務の一環として行うなど、実施体制を見直す。
厚生労働省	保険局	③	平成15年度から導入された診療群分類包括評価(DPC)制度については、医療機関毎の係数設定に係る評価手法等を段階的に改正してきたが、平成30年度診療報酬改定でその手法が確定されたため、当該検討の場であったDPC評価分科会も昨年7月に他の分科会に統合し効率化を図るなど、制度の業務改革を進めたことに加え、今後の安定的な制度運用を進めていく上で、DPC制度に関する実態調査等各種業務を課内の他係と統合し、業務の実施体制を見直すことにより合理化する。
厚生労働省	保険局	③	退職者給付拠出金(交付金)業務については、退職者医療制度の廃止に伴い、平成27年度から被保険者の新規適用を行わず、それ以降は加入者がいなくなるまでの経過措置的な期間となっているため、社会保険診療報酬支払基金や保険者等との拠出金(交付金)業務に係る調整業務を課内の他係と統合し、業務の実施体制を見直すことにより合理化する。
厚生労働省	年金局	③	人事関係業務について、人事業務に係るマニュアルの作成や繁忙期における課内サポート体制の構築により合理化を行う。
厚生労働省	年金局	③	企業年金等に係る承認・認可業務について、マニュアルの作成や繁忙期における課内サポート体制の構築により合理化を行う。
厚生労働省	年金局	③	年金記録審査業務について、マニュアルの作成や繁忙期における課内サポート体制の構築により合理化を行う。
厚生労働省	人材開発統括官	②	在職職業訓練指導員能力向上事業の廃止、APEC人材育成事業の削減、技能評価システム移転促進事業対象国を縮減(7か国→3か国)等、能動的な事業廃止・縮減により、定員合理化を行う。
厚生労働省	政策統括官 (統計・情報政策政策評価担当)	③	賃金構造基本統計調査の業務体制を見直し、業務マニュアルを整備し、業務の定型化を行うことにより、業務量を縮減させる。
厚生労働省	政策統括官 (統計・情報政策政策評価担当)	③	社会医療診療行為別統計のデータの集計方法について、業務データベースを活用するとともに、業務マニュアルを整備し、業務の定型化を行うことにより、業務量及び業務処理の属人性を縮減させる。
厚生労働省	政策統括官 (統計・情報政策政策評価担当)	③	介護サービス施設・事業所調査のデータの集計方法について、業務マニュアルを整備し、業務の定型化を行うことにより、業務量及び業務処理の属人性を縮減させる。
厚生労働省	検疫所	④	輸入届出件数の増加に伴い、検疫所が行う検査についても増加させる必要があるが、その一部をアウトソーシングする等の業務の実施体制の見直しを行い、検査官の増加を抑制する。
厚生労働省	国立ハンセン病療養所	③	病棟などの統廃合に伴い、看護師の配置体制や夜勤体制等の業務実施体制について見直しを行う。
厚生労働省	国立医薬品食品衛生研究所 安全性予測評価部	③	化学物質のリスク評価に必要な情報の収集やデータの整理業務の一部を外部委託することにより、業務の効率化を図る。
厚生労働省	国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部	③	社会保障応用分析研究部で行う社会的包摂研究については、研究の進捗の結果、福祉国家論の文脈における理論的研究と所得保障制度における具体的制度設計の在り方についての研究に再編することが可能となったため、前者を比較制度分析を担当する当部第2室において、後者は所得保障研究を担当する当部第3室で担当することとし、同部研究員の合理化を行う。
厚生労働省	国立感染症研究所	③	日和見感染症検査診断技術の開発、確立により検査診断技術を向上させ、検査方法の簡素化、検査時間の短縮化を行い、業務の効率化、合理化を図る。
厚生労働省	国立感染症研究所	③	ブルセラ菌遺伝子検査法について、新たな試験法を開発、確立により検査診断技術を向上させ、検査方法を簡素化、検査時間の短縮化を行い、業務の効率化、合理化を図る。
厚生労働省	国立感染症研究所	③	国家検定業務について、作業内容の専門性に応じて作業内容の見直しや業務の振り分けを行い、業務の適切な効率化、合理化を図る
厚生労働省	国立保健医療科学院	③	インターネットを利用した電子図書館業務について、厚生労働科学研究成果データベースシステムの機能改修により、研究成果の登録・公表の作業を省力化し、業務の効率化を図る。
厚生労働省	国立障害者リハビリテーションセンター	③	自立支援局を利用する障害者に対する理療指導業務、就労支援業務及び看護業務について、これまでの実績をもとに標準的な業務の流れや業務内容を整理するとともに、業務マニュアルを作成し業務の定型化を行った上で、業務の実施体制を見直す。
厚生労働省	国立障害者リハビリテーションセンター	③	企画・情報部の国際協力に関する業務について、ICTの活用等による業務の更なる効率化を図るとともに、マニュアルを作成し業務の定型化を行った上で、業務の実施体制を見直す。

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
厚生労働省	地方厚生局	③	国民年金基金の指導監督業務について、書類審査のチェックポイントや指導の基準を明確化し、業務手順書を整備することで、実施体制の見直しを図り、効率化する。
厚生労働省	地方厚生局	③	確定給付企業年金及び確定拠出企業年金に係る監督業務について、書類審査のチェックポイントや指導の基準を明確化し、業務手順書を整備することで、実施体制の見直しを図り、効率化する。
厚生労働省	地方厚生局	③	確定給付企業年金及び確定拠出企業年金に係る申請書類の審査業務について、事務処理マニュアルを整備し、申請者からの照会対応等に係る作業を効率化し、実施体制の見直しを図る。
厚生労働省	地方厚生局	③	年金記録の訂正請求事案について、訴訟対応及び調査業務等に係るマニュアルを整備し、属人性を減らした上で、当該業務の実施体制を見直す。
厚生労働省	地方厚生局	③	事務所における、保険医療機関等への施設基準適時調査について、調査項目を重点化しチェックポイントのガイドラインを作成することにより、実施体制の見直しを図り効率化することで合理化する。
厚生労働省	地方厚生局	③	地方年金記録訂正審議会及び部会の庶務業務や委員等の手当・旅費等の計算及び執行管理等について、手順書の見直しを行う等、業務の定型化・効率化を進め、実施体制を見直す。
厚生労働省	・都道府県労働局 ・労働基準監督署	③	業務の処理基準の明確化を図るとともに、厚生労働省本省への報告の廃止等を行い、業務の効率化や削減を図る。また、知識・経験の豊富な再任用短時間勤務職員等を活用する。
厚生労働省	都道府県労働局	③	専門知識を有する非常勤職員を活用して石綿による健康障害防止相談等の業務の効率化を図るとともに、知識・経験豊富な再任用短時間勤務職員を活用する。
厚生労働省	都道府県労働局	③④	ボイラー等の検査業務について民間機関による検査の実施を推進する等により業務の効率化を図るとともに、知識・経験豊富な再任用短時間勤務職員を活用する。
厚生労働省	都道府県労働局	③	最低賃金に関する各種調査について、従来まで地方労働局で実施していた記入済み調査票の確認等に係る業務について、本省で実施するもしくは外注化するなどの業務実施体制の見直しを行う。
厚生労働省	都道府県労働局	③	事業場からの報告について、リーフレットを作成し、電子申請を促進することにより業務の効率化を図るとともに、知識・経験豊富な再任用短時間勤務職員を活用する。
厚生労働省	都道府県労働局	③	職業安定監察業務の本省との連絡調整、監察計画や監察項目の見直し等公共職業安定所への指導に関する効率化という業務の見直しを行った上で、専門的知識と豊富な経験を持つ長年職業安定行政に勤務してきた者を再任用短時間勤務職員として活用し、業務実施体制の見直しを図る。
厚生労働省	都道府県労働局	③	地域雇用開発業務について、地域雇用開発助成金の審査業務の簡素化に伴う合理化を図った上で、体制を精査し、地域雇用開発業務を担当している地方雇用開発担当官の再配置を行う。
厚生労働省	都道府県労働局	③	雇用安定事業等の不正受給調査等業務について、事業所の公表や、不正受給防止に係る周知・啓発を事業所に積極的にを行うことにより、不正受給の抑制に効果を上げているところ。また、不正受給対策を効率的・効果的に行うノウハウが蓄積されつつあることから体制を精査し、不正受給調査等を担当している事業所給付監査官の再配置を行う。
厚生労働省	労働基準監督署	①③	事業者が労働基準監督署に提出する安全衛生に関する帳票についてウェブ上での入力や形式審査等を行うシステムを導入するとともに、労働災害の防止に係る指導の際に活用できるわかりやすいリーフレットを作成・配布する等により業務の効率化を図る。
厚生労働省	公共職業安定所	③	雇用保険関係業務について、システム更改に伴う事務負担軽減を図った上で、専門的知識と豊富な経験を持つ長年職業安定行政に勤務してきた者を再任用短時間勤務職員として活用し、業務実施体制の見直しを図る。
農林水産省	大臣官房秘書課、地方農政局、北海道農政事務所	③④	農林水産省共済組合の支部を廃止し、共済本部に事務の集約化・一元化を段階的に実施し、組合員証の発行事務の支部から本部への一元化及び人間ドックに関する事務のアウトソーシングを図ることで、共済事務の効率化を図る。
農林水産省	消費・安全局消費者行政・食育課、地方農政局、北海道農政事務所	③	食品表示監視業務と米穀流通監視業務について、横断的な監視の実施や監視対象の重点化を行うとともに、指揮命令系統の一本化等により、効率的・効果的な監視業務を実施する。
農林水産省	食料産業局、水産庁	③	令和2年4月1日に施行予定の新たな法案により、これまで厚生労働省及び都道府県の保健所等が行っていた食品の輸出施設(水産物産地市場、食肉2次加工施設、乳製品・卵製品施設)の認定等や証明書発行を農水省も行うことができることになることに伴い、従来、水産庁で行っていた水産加工施設の輸出施設認定等の業務を食料産業局に一元化することで、事務処理の効率化を図る。

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
農林水産省	地方農政局、水産庁	③	令和2年4月1日に施行予定の新たな法案により、これまで厚生労働省及び都道府県の保健所等が行っていた食品の輸出施設(水産物産地市場、食肉2次加工施設、乳製品・卵製品施設)の認定等や証明書発行を農水省も行うことができることになることに伴い、従来、水産庁で行っていた水産物の輸出証明書発行業務について、産地・事業者により近い各地方農政局において水産加工業者等からの申請や問い合わせに対応するとともに、申請・審査・証明書発行業務を実施することで、輸出に関する事務の効率化を図る。
農林水産省	林野庁経営企画課・森林管理局	③	国民参加に関する意見募集・情報発信等の業務のマニュアル化、森林計画の作成・決定・公表等の業務処理の見直し及び既存システムの保有する情報を政府共通プラットフォームに移行することによる保守業務等の運用を見直すことにより事務処理の軽減を図る。
農林水産省	林野庁森林管理署	③	森林整備、治山事業、財産管理等の業務において、森林資源や災害発生箇所、不法投棄箇所などの現地情報の収集方法や管理方法の事務を一元化することにより事務処理の効率化を図る。
農林水産省	林野庁森林管理局	③	森林整備事業等の契約事務のマニュアルの整備等を行い、事務処理の効率化を図る。
経済産業省	大臣官房会計課	①	前渡金旅費係においては、現在手作業で処理を行っているシステム間の連携、決裁業務や滞留している決裁案件の抽出・督促業務等についてExcel等のマクロ機能の活用やシステムへの自動入力化等を活用し、業務の効率化、迅速化を図る。
経済産業省	大臣官房会計課	③	給与係においては、業務の合理化、効率化の観点から、各局担当が使用していたフォーマットの統一化や既存紙ベースで処理・作業を行っていた申請、届出等の様式についても電子化を行い、Excel等のマクロ機能を活用やシステムへの自動入力化等を活用し、業務の効率化、迅速化を図る。
経済産業省	大臣官房会計課	③	庶務係においては、各諸手当の認定業務を、効率化の観点から業務分担を再整理し、重複業務を他係に集約化し、業務効率化を図る。
経済産業省	大臣官房政策評価広報課 広報室	③④	これまで電子雑誌として発行していた経済産業広報誌をWEB配信にリニューアル。記事の企画等の段階から省内担当課を含めて方針を共有しつつ、事業者や担当課との頻繁な調整やりとりを含む記事の執筆やサイトでの配信・運営を民間事業者にアウトソーシングすることで業務を効率化(年間120ページ分にあたる作業)。
経済産業省	大臣官房情報システム厚生課	③	共済組合業務に係る関係部局の業務管理の厚生企画室への集約化及び業務管理調整担当業務の業務管理調整一係及び業務管理調整二係への集約化。
経済産業省	大臣官房参事官 (統計調査担当)	④	経済産業省生産動態統計調査、商業動態統計調査について、2020年度の調査から統計業務のうち審査業務を含む大部分を外注化する。
経済産業省	大臣官房参事官 (統計調査担当)	④	経済産業省生産動態統計調査について、2018年から109ある月報のうち46月報にかかる審査業務等を外注している。初年度(2018年度)、次年度(2019年度)において、外注管理の体制も確立してきたため業務体制を見直しを行う。
経済産業省	経済産業政策局産業組織課 知的財産政策室	③	専任の担当による不正競争防止法に係る業務及び関税法に基づく不正競争防止法違反物品の税関での輸出及び輸入差止めに係る取締業務について、本業務を、室の総合調整に関することを担当する係や、政策の企画及び立案を担当する係に分散し、各担当が連携して取り組むことで、業務の効率化を図る。
経済産業省	経済産業政策局 地域経済産業基盤整備課	①③	工業用水法の解釈や補助事業の申請等に関しては、工業用水道事業者からの問い合わせが多数あり、その回答のため法制定時の解釈の根拠資料や考え方を検索することに膨大な時間を要しているところ、その解釈等に係る約100冊の紙ファイルを全て電子化し、容易に検索できるようにすることで年間500時間の業務改善を図る。
経済産業省	経済産業政策局 地域経済産業基盤整備課	③	これまで点在していた工場適地の候補地となりうる産業用地情報(工場適地調査、産業用地ガイド、中小機構造成団地データ等)を統合し、産業用地管理台帳を整備。産業用地管理台帳のフォーマットに入力規制をつけることで、自治体、経産局、地域経済産業基盤整備課職員の記入・確認を助け、新たな敵地調査の精度向上と負担を軽減。当該取組により、年間140時間の業務改善が図られ、かつ、確認業務が簡単になったことから非常勤職員を活用することとし、実施体制の見直しを行う。
経済産業省	通商政策局通商機構部	③	通商に係る紛争処理のために行っている通商機構部の紛争処理業務と、貿易・投資の自由化のために行っている経済連携課の自由化対策業務については、別々に行っていたが、統合して一元的に実施することにより、一元的に自由化に向けた紛争処理の検討を行うことが出来るだけでなく、業務の効率化につながることから、経済連携課に集約する。
経済産業省	貿易経済協力局貿易管理部 貿易管理課	①③	輸出及び輸入の承認並びに通商に伴う為替取引の許可(国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるおそれのあるものを除く。)の事後審査に関する業務を電子化する等の効率化を図る。
経済産業省	貿易経済協力局貿易管理部 貿易審査課	①③	ワシントン条約上で規制されている輸出入の承認に関する事務について、審査書類の電子化や再任用職員等の非常勤職員の活用により室内の審査体制の見直しを図り効率化を図る。
経済産業省	貿易経済協力局貿易管理部 貿易審査課農水産室	③	国際的な資源の保存管理措置に基づく水産物及びその調製品の輸出及び輸入の承認に関する事務について、水産庁との業務見直しを行いまぐろ類の事前確認を水産庁に一元化する等、室内の体制の見直しを図り効率化を図る。

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
経済産業省	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 特殊関税等調査室	③	特殊関税等調査室における貿易救済措置等に関する事務の調整に関して、AD調査フロー・業務分担の明確化、専門家の招致等の効率化を図る。
経済産業省	産業技術環境局総務課	③	内閣府の総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)関連業務を、総務課(科学技術イノベーションの横断的な推進の観点から各種基本計画や戦略に関する調整を主に実施)と技術政策企画室(科学技術イノベーションに関する個別の技術やテーマの推進の観点から各タスクフォース等における調整を主に実施)で分担していたが、二つの課室で別々に行うことによる調整業務を効率化するため、技術政策企画室に集約することで業務の効率化を図る。
経済産業省	産業技術環境局地球環境対策室	③	経済産業省では気候変動適応ビジネスの海外進出を活性化するための環境整備を行ってきており、環境省が国際協力・貢献の観点から実施する気候変動適応に係る業務と深い関係があることから、省庁間の調整業務も数多くあり、専任の担当を配置して業務を実施していたが、環境省との連携が年々進むことにより、調整にかかる業務が徐々に圧縮できるようになってきたことから、気候変動業務全般を環境省と連携を行っている室内の他補佐に業務を集約することとし、業務の効率化を図る。
経済産業省	商務情報政策局商取引監督課	①③	ICTの進展に伴う技術・データを活用した事業展開に対して、消費者利便と消費者保護のバランスを保ちつつ、こうした技術革新に対応できるよう、リスクベース・アプローチの導入や、与信審査における性能規定の導入により、従来の紙ベースでの検査からシステム上での検査を可能とし、また、検査業務にAI等を活用することにより実地検査業務自体の省力化を図ることで、業務の実施体制の見直しを実施する。
経済産業省	商務情報政策局生物化学産業課	③④	生物化学にかかる技術開発の評価取りまとめ業務については、産業技術環境局との効果的な連携によりロジ業務の見直しを図り、生物化学の知見の利用に関する調査・統計については民間事業者への積極的な活用を通じ、業務の実施体制の見直しを実施する。
経済産業省	商務情報政策局生物化学産業課	③④	消費者向け遺伝子ビジネスの進展に伴い、遺伝子組み換え生物等の規制による生物の多様性に関する法律の適切な執行が求められるところ、経産省ガイドライン策定などの環境整備を図ったことにより、法執行に関する問い合わせの減少等につながり、法執行に関する業務の効率化が可能となったため、業務の実施体制の見直しを実施する。
経済産業省	商務情報政策局保安課	③	教育訓練及び重大事故に関する調査分析及び防止対策の実施にあたり、各課室担当間において、教育訓練の方法や事故情報に関する調査分析・防止対策に係る情報共有を図ることで、保安監督部における教育訓練等にあたる専任者を不要とする。
経済産業省	商務情報政策局ガス安全室	③	ガス事業における小売参入が全面自由化され多くの新規事業者が参入し、また、製造、導管、小売り事業が分離され、新たに様々な法令解釈が必要となるところ、法令解釈に関する整理を行うことで業務の効率化を行い、担当ポストの合理化を図る。
経済産業省	電力・ガス取引監視等委員会事務局ネットワーク事業監視課	③④	監視業務の一環としてこれまで職員が実施してきた事後評価について、事業者に対して自主的な取組を求めることによってその目的を達成できるもの、プロセスの一部をアウトソースすることでコスト削減を図れるもの、外部の知見をいかして実施方法を見直すことでコスト削減を図れるもの、従前どおりに実施するものに分類することによって業務量を削減する。
経済産業省	経済産業局	③	電力及びガスの小売自由化が進展する中、とりわけ電力ガス事業取引監視室で行ってきた事業監査に関し、自由化以前から蓄積されてきたノウハウ等をマニュアルとして整備することで業務の効率化を図る。
経済産業省	経済産業局	③	鉱業法執行業務における鉱業監督について、これまでの監督業務のノウハウの蓄積によりマニュアルとして整備する。また、過去データをデータベース化し、これまでデータ検索に費やしていた時間を他の業務に充てることで業務実施体制の見直しを図る。
経済産業省	経済産業局	③	これまで職員の福利厚生にかかる業務と共済組合業務は個別の担当者において行われてきたところ、両業務に共通点が多いことから、業務を集約し窓口を統一することで、個人情報保護に配慮した情報流通の効率化や迅速かつ効率的なサービス提供、バックオフィス業務の効率化を図る。
経済産業省	経済産業局	③④	2020年4月から生産動態統計調査の本省一括調査(全面外注化)を行うこととし、省全体で業務の効率化を図る。これに伴い、担当係の残りの業務についても見直しを行い、非常勤職員を活用すること等による業務実施体制の見直しを行う。
経済産業省	経済産業局	③	広報・情報システム室において、年間約1,500件程度実施している局ホームページの更新作業について、CMS(コンテンツ・マネジメント・システム)サービスを利用して各原課で作業できる体制を整えることにより、情報提供のスピードを上げながらも業務を効率化する。
経済産業省	経済産業局	③	アルコール事業法に基づく許認可等業務について、内部事務手続や職員間の情報共有面における効率化、管理コストの合理化を図る観点から、アルコール事務所における業務を経済産業局に集約し、業務実施体制を見直す。
経済産業省	経済産業局	③	経済産業局の貿易管理業務の一部を、通商事務所に集約し、窓口対応を含む当該業務の効率化を図る。
経済産業省	経済産業局	③	中小企業等協同組合法に基づく許認可等業務について、作業の進捗状況の可視化、案件の俗人管理撤廃、段取り時間削減を目的とした業務改善を実施する。

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
経済産業省	経済産業局	③	ガス事業法に基づく事業者からの定期報告書の申請について、これまで非常勤職員等が当該文書を取扱うことは禁止されていたため本業務は常勤職員が対応していたが、2019年4月より、法令等に基づき常時多数の起案等を行う必要のある専門的業務に従事する職員に限り、一定の特定行政文書を取扱うことが可能となる制度の運用が開始されたため、この制度を活用し、専門非常勤職員である電力・ガス取引監視検査調査官に特定行政文書の取扱いが可能となる権限を付与し、業務実施体制の見直しを行う。
経済産業省	経済産業局	③	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく事業者からの定期報告書や中長期計画書、エネルギー管理者の選解任届などの申請について、これまで非常勤職員等が当該文書を取扱うことは禁止されていたため本業務は常勤職員が対応していたが、2019年4月より、法令等に基づき常時多数の起案等を行う必要のある専門的業務に従事する職員に限り、一定の特定行政文書を取扱うことが可能となる制度の運用が開始されたため、この制度を活用し、専門非常勤職員である省エネ技術指導員に特定行政文書の取扱いが可能となる権限を付与し、業務実施体制の見直しを行う。
経済産業省	経済産業局	②③	これまで、航空機振興に必要な情報は、企業ヒアリング等を通じて把握してきたが、2018年度他部局から移管した法執行業務において事業者から提出される申請書に記載された情報を活用することで、ヒアリング等の実施回数を減らすことなどによる業務実施体制の見直しを行う。
経済産業省	経済産業局	③	地域中小企業関連業務について、地域中小企業関連業務について、企業ヒアリングによる実態・課題把握業務とそれを踏まえた課題解決等に関する企画業務を異なる部署で実施していたところ、企画業務を企業ヒアリングを実施する部署に集約することで、情報共有にかかる業務を削減し、業務実施体制の見直しを行う。
経済産業省	経済産業局	③	電力・ガス関係に関する電話等による問い合わせの申出からその処理に至るまでの過程について整理・管理できるよう「お問い合わせ対応の文書化強化」を行い、システムチックな事業遂行環境の整備、業務の属人性を縮減させ、一部の業務について、再任用職員または非常勤職員等を活用する。
経済産業省	経済産業局	③	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく事業者やエネルギー管理指定工場からの定期報告の受付や相談業務等について、蓄積したノウハウを基にマニュアルなどを整備し業務の属人性を縮減させ、一部の業務について、再任用職員または非常勤職員等を活用する。
経済産業省	経済産業局	③	家電リサイクル法に基づく立入検査業務について、蓄積したノウハウを基に検査時のマニュアルを整備し、聞き取り事項に関する定型化を実施したことにより、検査業務の効率化に加え、業務の属人性を縮減させ、一部の業務について、再任用職員または非常勤職員等を活用する。
経済産業省	経済産業局	③	2017年のガス事業の自由化により、これまで電力・ガス事業課で主に行ってきた規制に係る業務量が減少し、監視業務をメインで行うこととなったところ、監視業務においてはマニュアル等の整備により非常勤職員を活用することで、業務体制の見直しを図る。
経済産業省	経済産業局	③	共済業務について、本省・地方局一体となった業務体制の見直しを行い、本省にて一元的に実施することとなったことに伴い、地方局に残る一部の業務について非常勤職員等を活用する。
経済産業省	経済産業局	③	農商工等連携促進法に基づく事業計画の認定や補助金の執行等について、執行ノウハウが蓄積されてきており一定程度業務が定型化できていることから、マニュアル等の整備により短時間再任用職員及び非常勤職員を活用することで、業務実施体制の見直しを図る。
経済産業省	経済産業局	③	建設事業者等からの石炭採掘照会業務について、本照会業務のノウハウが部署内に蓄積されたことから業務マニュアルを整備し、業務を定例化することによって、別の担当者に業務を集約することで、業務実施体制の見直しを行う。
経済産業省	経済産業局	③	石油安定供給のために行う地方自治体や石油取扱事業者等関係機関との防災訓練等に関する調整業務や、災害時における各者が取るべき対応等についてマニュアルを整備し、別の担当者に当該業務を集約することで、業務実施体制の見直しを行う。
経済産業省	経済産業局	②③	2001年から中国・韓国との産学官プラットフォーム「環黄海経済・技術交流会議」を形成し、併せて各種交流事業も経済産業局主導で実施してきたところ、本事業の実施ノウハウが経済団体や地方自治体等にも浸透してきたため、今後、自律的な交流事業を促進することとし、経済産業局が担う業務を政府間の調整や会議体の開催・運営に絞ることで業務実施体制の見直しを行う。
経済産業省	産業保安監督部	③	官署内において発生した事故に関する調査及び分析業務を集約し、部署内における防災担当と連携することで、行政運営の効率化を図る。
経済産業省	産業保安監督部	③	鉱山における鉱害防止(公害防止)規制のうち、大気汚染防止に関する規制及び騒音振動に関する規制について、現在、経済産業省所管の鉱山保安法と、環境省所管の大気汚染防止法、騒音規制法及び振動規制法が適用されているが、鉱山保安法において一般法である大気汚染防止法他を引用していることから、それぞれ別に担当していた担当業務の一元化を図り、業務効率化を図る。
経済産業省	産業保安監督部	①	各鉱山から文書により災害月報を提出させ、受付処理、集計を行っているところ、この手続を電子化することにより業務の効率化を図る。
経済産業省	産業保安監督部	①③	ガス保安功労者表彰、火薬類保安功労者等表彰、高圧ガス保安表彰及びLPガス表彰の内部審査会等の表彰関係、幹部説明、事故報告の内部周知等について、ロジ面において膨大なコストがかかっているところ、ペーパーレス化の積極的導入により、業務効率化を図る。

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
経済産業省	資源エネルギー庁 長官官房総務課	③	課長補佐(エネルギー技術担当)が行っている、庁内のエネルギー技術に関する部局をまたぐ横断的業務について、より主たる課題を抱える、政策に精通した担当課が中心となって課題に対応することで、横断的業務の効率化を図り、意思決定の効率化を図る。
経済産業省	資源エネルギー庁 長官官房総務課	③	広報官はエネルギー政策に係る広報資料の作成・ホームページの運用等を行っており、施策の内容を把握した上で広報資料等を作成しているが、実際の資料を作成を担当課が担うことにより、広報業務の効率化を図る。
経済産業省	資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課	③	石油等及びその製品に関する調査分析業務について、本件に関する基本的な政策の企画立案を行う政策企画担当に業務を集約する。
経済産業省	資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課	③	鉱業法の施行に関する事務のうち鉱物の探査に関する業務について、探査の申請に係る記載要領を改正することで、申請受付や決裁、その他調整業務を行う担当職員を合理化する。
経済産業省	資源エネルギー庁 資源・燃料部石油精製備蓄課	③	石油及び石油製品に係る技術の開発、普及の促進に関する業務につき、これまで係長が行ってきた簡単な事務作業や打ち合わせのアレンジについて非常勤職員のさらなる活用を図りつつ、委託契約起案手続き等について企画調整係に担わせる。
経済産業省	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー一部政策課	③	再生可能エネルギーの戦略的な輸出は引き続き重要な政策であるが、世界の再エネに係る取組が進展する中、日本が世界をリードしている水素エネルギーの利活用に係る国際的な展開が、より重要度を増している。そのため、再生可能エネルギーやスマートグリッド等の戦略的輸出について、個別に行っていた業務を一元化し、輸出に関するノウハウを共有することで、業務を効率化し、より重要度を増している水素の国際連携の強化を展開する部署に職員を再配置し、行政運営の効率化を図る。
経済産業省	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー一部省エネルギー課	③	民生(家庭)対策係と民生対策係は、省エネルギーの推進に係る対象が異なることから別々の係が行っていたが、更なる省エネの推進に向けては、対象にとらわれない横断的な施策の実施が求められる中、2つの係を統合することにより、民生対策を一元的に実施する。
経済産業省	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課	③	地方局担当者との連絡会議を創設・運用し、地方の担当者との意見交換を密に行い、制度運用に向けたルールを決定し、これに係るマニュアルの整備もあわせて実施することで、本庁と地方局の連携を含めた制度の適正運用を実施する体制を見直す。
経済産業省	特許庁審査第二部、審査第四部	①	特許審査官は、全世界で公開された技術文献に、特許出願された発明に類するものが存在しないか確認し、発明の新規性や進歩性を判断する必要があるが、特許文献の検索システムにおいて、従来は、特許分類と呼ばれるインデクス又は外国語で検索せざるを得なかったところ、日本語で外国語特許文献を検索できるようにすることで、外国語特許文献の検索性を向上させる。
経済産業省	特許庁審判部	③	審判官が審決等を起案する際に利用する起案事例や起案チェックリストについて、最新の審判決の分析結果やノウハウ等を踏まえて整備を行い、また、これまで紙媒体で運用していた審理用資料について、庁ホームページに電子データ提供フォームを設け、審判請求人の協力も得ることで一部を電子化する等によって、審理に付随する事務の効率化を図る。
経済産業省	特許庁審査業務部 審査業務課方式審査室	③	中小企業等の審査請求料軽減申請について、申請対象拡大に伴う業務増に対応しつつ、ユーザーの利便性の向上も図るため、申請資格の確認方法を見直し簡素化した上で、軽減申請に係る問い合わせについて業務の担当者を集約することにより、一層の効率化を図る。
経済産業省	特許庁審査業務部 審査業務課	③	出願審査の請求期間を徒過した場合の救済措置の申請について、通常の審査とは異なる性質の業務であることから、その処理を担当する専任者を置き業務を集約することにより、救済申請の処理のノウハウの蓄積・処理の迅速化と、業務の効率化を図る。
経済産業省	特許庁審査第一部調整課	③④	庶務業務については、定型的な業務が多いことから、業務手順の見直しを行うとともに、更なる非常勤職員の活用を図る。
経済産業省	特許庁審判部審判課	③④	審判システムに係る業務運用に関する連絡調整に関する事務について、平成30年度で審判システムの大規模刷新の要件整理等が終了したことを踏まえ、実施体制を見直した上で、経験豊富な再任用短時間職員を活用することで効率化を図る。
経済産業省	中小企業庁 経営支援部商業課	③	これまで商業課が担ってきた中心市街地活性化に資する業務について、補助金の審査業務等の見直し・合理化を行うことで、課内の他の課長補佐に業務を統合することとする。
経済産業省	中小企業庁 事業環境部金融課	③	これまで金融課が担ってきた信用保証協会の監督に関する業務について、中小企業庁内の金融検査室との連携強化により監督業務の見直し・統合を進めることで、信用保証協会監督係を合理化する。
国土交通省	大臣官房 運輸安全監理官	③	民間企業や団体との連携を強化し、運輸安全マネジメント制度の普及・啓発の取組について、民間のネットワークを効果的に活用することにより、業務の効率化を図る。
国土交通省	大臣官房官庁営繕部 整備課	③	既存庁舎について、過去の点検・診断結果、設備機器の修繕・更新履歴、過去の設備設計計算書の計算結果等をデータベース化したことにより、設備改修工事の設計における設備審査業務を効率化する。
国土交通省	総合政策局 総務課	③	直轄事業の事業認定業務のうち、地方整備局からの事前相談対応等について、これまでの相談内容のデータベースの作成や、事業認定にあたってのチェックポイントなどのマニュアルを整備することで、事業認定の事前相談対応に係る業務を定型化・軽減する。

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
国土交通省	総合政策局 物流政策課	③	流通業務効率化に係る業務については、これまでの取組を踏まえ、連絡調整窓口の一本化、他係との連携等を図ることにより、業務実施体制の見直しを実施する。
国土交通省	総合政策局 行政情報化推進課	③	行政の情報化推進に関わる業務について、これまでの取組を踏まえ、連絡調整窓口の一本化、調査業務等の定型化及び他係との連携を図ることにより、業務実施体制の見直しを実施する。
国土交通省	国土政策局 広域地方政策課	②③	国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に資する関係行政機関の事業その他の事務に関する調整については、業務必要性の見直しや業務量の平準化により、同種の業務を担当する係への業務の集約を図り、一連の業務を一体的に実施する。
国土交通省	土地・建設産業局 総務課	③	用地計画係が行う用地国債の限度利率・指導利率に関する通知等の各種通知や用地事務に関する各種調査について、他の係で行う業務と一括して実施するなど集約し、業務実施体制の効率化を図る。
国土交通省	都市局 都市政策課	①	大深度地下情報システムの整備・活用により、大深度地下の公共的使用の状況等の管理や情報公開をオンライン上で行えるよう、業務の効率化を図る。
国土交通省	水管理・国土保全局 防災課	③	地震計画係の担当する日本海溝・千島海溝地震に係る計画の策定支援、実施の促進等の業務について、地震防災強化計画等の調整、大規模地震災害対策の調査計画を担当している防災総括係において業務を一体的に実施するよう業務の実施体制を見直す。
国土交通省	道路局 企画課	①	道路事業概要の作成について、工程を電子化することにより業務の効率化を図る。
国土交通省	住宅局 住宅総合整備課	③	人口減少や少子高齢化が進展する中で、郊外における宅地需要が減退している状況等を踏まえ、宅地供給の企画調査や宅地造成に関する事務の実施体制の見直しを行う。
国土交通省	鉄道局 施設課	③	補助金業務について、これまでの実績、ノウハウをまとめた審査要領等を整備し、課内の他の担当に一元化することにより、業務の実施体制を見直す。
国土交通省	自動車局 安全政策課	③	保険料の支払い審査について、課内の他の係に一元化するとともに、マニュアルを整備した上で業務を定型化し、非常勤職員を活用して対応する等、業務実施体制の見直しを行う。
国土交通省	海事局 船員政策課	③	同一船舶で異なった国籍を有する船員たちによって運航される混乗船に起因する問題点等について、制度の調査、企画立案、関係機関との連絡調整等の業務見直しを行い、同課の他の専門官において、一体的に実施することにより業務の効率化する。
国土交通省	海事局 内航課	③	船舶運航事業の適正化に関する監督業務について、業務の見直しを行い、同課の他の係において、一体的に実施することにより業務を効率化する。
国土交通省	港湾局 技術企画課、海岸・防災課	③	港湾等の工事に関する調査及び港湾保安対策業務について、本省において行っていた業務の一部を各地方整備局に委ね業務量を平準化する。
国土交通省	航空局安全部 運航安全課	③	航空事業安全監査における運航部門に係る監査結果の整理及び分析手法等を見直し、業務効率化及び業務体制の合理化を図る。
国土交通省	国土技術政策総合研究所	③	無電柱化事業の推進に関する研究について、無電柱化事業の導入及び合意形成に係る技術資料を作成し、一定の目処が立ったことから、道路空間の利活用に関する研究担当者に本業務を併せて実施させるよう業務の実施体制を見直す。
国土交通省	国土地理院	③	北陸地方測量部管理課における業務について実施体制の見直しを行い、具体的には、支払事務の本院一元化に伴う事務の軽減化に加え、広報業務を同地方測量部測量課と本院で分掌することにより、業務の効率化を図る。
国土交通省	海難審判所	③	各地方で行っていた航海計器類のデータ抽出やメーカーに対する情報収集業務等について、中央(東京)に一元化することにより、地方事務所の業務の効率化を図る。
国土交通省	地方整備局	③	各事務所における治水事業に係る土地所有者・関係者数と担当職員数を比較し、事務所間の業務量の格差を是正する。
国土交通省	地方整備局	③	各事務所において河川管理施設の予防保全を行うにあたり、更新からの年数が経過し予防保全が必要な管理施設数を比較し、事務所間の業務量の格差を是正する。
国土交通省	地方整備局	③	各事務所において防災教育を行うにあたり調整が必要な流域内の小学校数を比較し、事務所間の業務量の格差を是正する。
国土交通省	地方整備局	③	各事務所管内における供用中の重要物流道路、代替・補完路の延長と担当職員数を比較し、事務所間の業務量の格差を是正する。
国土交通省	地方整備局	③	各事務所における一般国道に占用の許可を受けて埋設されている物件の延長と担当職員数を比較し、事務所間の業務量の格差を是正する。
国土交通省	地方整備局	③	各事務所管内における建設後50年を経過する自治体管理橋梁数と担当職員数を比較し、事務所間の業務量の格差を是正する。
国土交通省	地方整備局	③	各事務所における一般国道等の管理延長と担当職員数を比較し、事務所間の業務量の格差を是正する。
国土交通省	地方整備局	④	港湾施設の調査及び実地監査に関する補助業務を業務委託する。

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
国土交通省	北海道開発局	③	事務所に係る総務業務の分担を見直し、再任用職員を活用するとともに、一部を開発建設部へ集約する。
国土交通省	北海道開発局	④	用地処理体制に係る業務分担の見直しによる平準化を図るとともに、公共用地交渉や物件調査等の一部について民間委託を活用する。
国土交通省	北海道開発局	③④	業務分担の見直しによる平準化を図るとともに、工事の設計・積算、監督業務に関する補助的業務について民間委託や再任用職員を活用する。
国土交通省	地方運輸局	③	輸送、検査整備保安、船員の職業の指導、職業の補導等雇用の促進に関する業務等に精通した再任用短時間職員を配置・活用する。
国土交通省	地方運輸局	③	輸送・監査部門全体で、バス・タクシー・トラックの輸送、監査等の業務分担の見直しを行うとともに、本局と距離的に近接している運輸支局の特性を活用して、本局との業務一体化、連携により業務の効率化を促進する。
国土交通省	地方運輸局	③	栄典業務、庶務関係業務について、業務の見直しを行った上で、同一部内の他の課に分担する。
国土交通省	地方運輸局	③	関係協議会事務局業務及び助成交付金業務について、業務の見直しを行った上で、同一課内の他の専門官に分担する。
国土交通省	地方運輸局	③	造船施設及び設備に関する許可、登録に関する業務について、業務の見直しを行った上で、同一課内の他の係に統合する。
国土交通省	地方運輸局	③	都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び交通調整に関する業務について、同課の他係に分担し、その他の業務については専門官に一元化することにより、より高度かつ効率的な体制とする。
国土交通省	地方運輸局	③	各支局から進達がある許可業務について規程の見直しを行い、業務の効率化を行った上で、業務実施体制の効率化を図る。
国土交通省	地方運輸局	③	支局・事務所の旅費業務、貸切バスの許可の更新に関する業務等について、マニュアルを整備し業務の効率化を行った上で、非常勤職員を活用する。
国土交通省	地方運輸局	③	輸送業務について、マニュアルを整備し業務の効率化を行った上で、業務を定型化するとともに、支局全体の業務量等を勘案し、業務量に応じた担当の見直しや担当の複数兼務等により業務の実施体制を見直す。
国土交通省	地方運輸局	③	課内及び支局の職員相互間において共通の事案進捗表を作成し、許可等に携わる職員が補正の履歴を含めた進捗状況を随時チェックできるデータベースを構築して取り組みとともに、各係の業務量等を勘案し、業務量を平準化する見直しにより課内体制の最適配置を行う。
国土交通省	地方運輸局	③	業務に必要な力量を習得するための教育・訓練プログラムを策定し、状況に応じて職員が複数の職種（船舶検査官、船舶測度官、外国船舶監督官）を兼務できるよう、職員一人ひとりの技量の維持・向上を図ることにより、効率的な業務実施体制の構築を進める。
国土交通省	地方運輸局	③	支局における総務関係業務の洗い出し及び業務分担の見直しを行い、一部業務を本局へ集約する。
国土交通省	地方運輸局	③	研修等の実施や経験者の配置等により、繁忙期等に他部門の人員でも機動的に対応できる体制を強化し、支局全体で業務量を平準化する。
国土交通省	地方航空局	③	これまで2ヶ所の航空衛星センターで行っていた人工衛星を使用した衛星通信、衛星航法サービスを、新システムの導入や業務体制の見直しにより、新センターに集約し、一元化する。
国土交通省	地方航空局	③	管制情報処理システムの再構築に伴い、14官署へ分散配置しているシステムを東西5拠点への集中配置とし、各官署における業務実施体制を見直すことで、業務の効率化を図る。
国土交通省	地方航空局	④	航空の安全及び行政サービスの低下を来さないことを前提に、飛行場運用に係る業務の一部を外部委託する。
国土交通省	地方航空局	④	航空保安防災業務、飛行場情報業務、土木施設・機械施設・航空灯火電気施設の維持管理業務を民間事業者に移管する。
国土交通省	地方航空局	③	航空保安監査における空港監査の監査結果の分析を行い、保安体制の強度を維持することを前提に必要な審査項目を整理することにより、審査方法及び監査期間等を見直し、業務効率化及び業務体制の合理化を図る。
国土交通省	航空交通管制部	③	必要な訓練を施したうえで、時間帯による交通量や業務の増減等を勘案し、交通量が減少する夜間時間帯等において、管制席を統合する。
国土交通省	観光庁	③	宿泊業の実務人材確保業務について、業務を効率化したうえでマニュアルを整備し、今後の課題である人材育成業務の体制の見直しを図ることにより、より効率的・効果的な業務体系へ見直しを行う。
国土交通省	管区气象台	③	地方气象台の飛行場予報業務の一部を地域航空気象官署に集約し、予報作業環境の改善を図ることにより業務の実施体制を見直す。
国土交通省	管区气象台	③	地方中枢の気象官署における気候情報業務の一部を気象庁本庁・管区等に集約し、地域の地球温暖化情報の作成作業の効率化やこれまでに蓄積した資料の効果的な活用を実施することにより、業務の実施体制を見直す。
国土交通省	管区气象台	③	地方气象台が行う観測業務を自動化するとともに天気予報や警報注意報に関する作業の一部及び観測データの監視作業を地方の中枢となる気象官署に集約し、地方气象台が警報等の発表判断等に注力できる業務実施体制に見直す。
国土交通省	運輸安全委員会	③	軽微な船舶事故等にかかる調査業務について、収集データのチェックリストを整備し、事故調査専門官が行う初期情報収集の一過程として行えるようにするとともに、報告書記載内容の簡略化を図って業務の効率化を行う。

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
国土交通省	海上保安庁装備技術部 船舶課	③	船舶に対する武器の使用による被害の防止又は制御に関する企画、立案及び技術的基本計画に関する業務について、船舶の基本設計等と一体的に実施することで業務実施体制を効率化する。
国土交通省	海上保安庁装備技術部 船舶課	③	船舶等の開発に関する技術的事項の研究について、一定の方向性が定まったことから、船舶の基本設計等と一体的に実施することで業務実施体制を効率化する。
国土交通省	海上保安庁装備技術部 船舶課	①③	巡視船艇の建造・修繕を行う事業者の技術力や秘密保全体制等を審査する技術審査について、IT技術を活用し、これまで蓄積された過去の審査データをデータベース化し、そのデータベースを活用した審査手続きをマニュアル化することにより、業務実施体制を効率化する。
国土交通省	海上保安庁装備技術部 航空機課	③	監視システムの整備業務について、監視システムにかかる初期導入時期を終えたことから、その業務を電子機器などの整備等に併せて遂行する体制に整理し、業務実施体制の効率化をする。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部 企画課	③	水路業務法の許認可事務に係る処理方法の見直しによる省力化並びに統計及び年報作成にあたってデータ集約の方法の見直し及び手入力の自動処理化などを行い、業務実施体制を効率化する。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部 技術・国際課	④	国際機関資料の翻訳について、外注等を活用することで業務の効率化を図る。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部 技術・国際課	③	海洋情報業務システムの保守・運用について、システムのアップデート等によって、不要となった保守管理項目の削減による保守管理方法の見直しや、保守管理方法の項目削減により効率化することが可能となった同システムの運用体制を見直すことで業務の効率化を図る。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部 海洋調査課	③	地殻変動観測では、陸上の基準局において実施したGNSS観測結果を解析し、地殻変動の解析をおこなうが、基準局の設置箇所や観測回数等の見直しにより観測網を合理化して業務実施体制を見直し、業務を効率化する。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部 海洋調査課	③	測量船に最新の観測機器を導入することにより、観測機器自体の耐用性や自動性が向上したこと等からメンテナンスの頻度や観測にあたっての機器調整回数を見直し、観測に向けた準備作業等を効率化する。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部 海洋調査課	③	地磁気観測については、火山活動を把握するために航空機を用いて海域火山の地磁気観測をしてきたところ、リモートセンシング技術の活用により、衛星等で火山活動状況を把握する手法に変更することで、業務体制の合理化を図る。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部 環境調査課	③	潮汐・潮流の観測について、測量船等を用いて行う水路測量等の観測と合わせて実施することとし、併せて同観測体制を見直すことで、業務実施体制を効率化する。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部 環境調査課	③	海流観測にかかる業務について、新たな観測機器や観測データ処理手法の導入によって、観測機器自体の調整作業等、観測・解析作業の効率化が進んだことから、海流観測・解析に係る業務実施体制を効率化する。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部 環境調査課	③	基準面楕円高算出に必要な観測成果(潮汐や楕円体高)の解析・審査作業のマニュアルを整備することで、基準面楕円体高の整備業務にかかる業務実施体制を効率化する。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部 環境調査課	③	自動観測機器の導入等に伴う観測成果の審査作業のマニュアルを整備することで、海流観測に関する個別審査作業業務にかかる業務実施体制を効率化する。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部 環境調査課	③	観測海域等に応じて観測頻度等が規格化された技術を導入することで、観測前に行う観測機器に観測条件設定等を入力する事前調整業務を効率化する。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部 海洋情報課	③	領海等の範囲の確定に関する海洋情報の共有に資する図の作製について、その作製基準や手法についてマニュアルを整備し、資料の定型化・簡素化を進め業務の実施体制を効率化する。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部 航海情報課	③	水路書誌の審査について、審査マニュアルの見直し等を行うことにより審査時間を短縮するとともに、海図審査室で行う審査業務と統合し業務実施体制を効率化する。
国土交通省	海上保安庁海洋情報部 航海情報課	③	水路図誌等の編集に必要な海底地形名の付与作業において、作業マニュアルの見直しを行うとともに、作成資料の定型化・簡素化を進め作業時間を短縮する。
国土交通省	管区海上保安部	③	経理及び乗組員の庶務に係る多様な文書業務において、様式の統一や記載方法のシステム化を図り、業務を効率化する。
国土交通省	管区海上保安部	③	鑑識にかかる資器材取扱要領を整備することで業務を効率化する。
国土交通省	管区海上保安部	③	情報収集・調査を行う対象船舶について、重点化を図ることで合理化し、業務を効率化する。
国土交通省	管区海上保安部	③	監視警戒業務の実施にあたり、監視警戒機器の取扱手順を簡素化するなどして、業務を効率化する。
国土交通省	管区海上保安部	③	警備情報収集業務を見直し、情報収集・分析対象に優先順位を付すことにより、情報収集対象の合理化を図り、業務執行体制を効率化する。

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
国土交通省	管区海上保安部	③	海上保安署の留置業務、取調べ監査及び犯罪被害者等の支援業務について、近年における警務業務実績を勘案し、上位機関である海上保安部による業務支援環境を整備することにより、業務実施体制の集約化をする。
国土交通省	管区海上保安部	③	海上環境にかかる情報の電子統合化を行い、情報を共有することにより、業務を効率化する。
国土交通省	管区海上保安部	③	港内交通管制業務において、信号切替に伴う機器の整備を行い、管制信号にかかる業務の効率化を図る。
国土交通省	管区海上保安部	③	外国船舶の立入検査について、立入検査マニュアルを整備することにより業務を定型化し、書類確認等の時間を短縮化することにより業務実施体制を効率化する。
国土交通省	管区海上保安部	③	施設管理業務に関して、施設及び設備の取り扱いに関する業務マニュアルを整備するとともに、不測の事態にあつては近傍所在の上位機関である管区本部による支援環境を整備することにより、業務実施体制を効率化する。
国土交通省	管区海上保安部	③	航行安全・安全対策業務に関して、海難防止に関する事務作業のマニュアルを整備することにより、業務実施体制の効率化をする。
国土交通省	管区海上保安部	③	事件・事故の対応について、同一部署に所属する巡視船により、勤務時間外におけるバックアップ体制を確保するなど迅速に対応できる運用体制を構築し、業務を兼務化する。
国土交通省	管区海上保安部	③	当庁巡視船艇装備の製造について、関係業者による工事、価格等の適正性について監査する業務のマニュアル化を図り、監査関連業務を効率化する。
国土交通省	管区海上保安部	③	担当管轄内のあらゆる情報の電子統合化を行い、情報を共有することにより、業務を効率化する。
国土交通省	管区海上保安部	③	中国公船等に関する現在位置、速力等の報告間隔を状況に応じて効率化するなど報告、連絡事項にかかる手続きをマニュアル化・簡素化することにより、業務を効率化する。
国土交通省	管区海上保安部	④	航路標識の保守・点検業務について、消灯などの緊急時に必要な体制の確保に留意しつつ、灯台見回り船により行っていた業務を外注する。
国土交通省	管区海上保安部	③	船舶交通に関する情報の収集、整理及び通報に関してインターネットにより提供している船舶交通に関する情報について、提供する情報の見直し及び情報入力の自動化を行うこと等により、業務実施体制の効率化をする。
国土交通省	管区海上保安部	③	船舶交通の安全のために必要な事項の通報について、運用マニュアルを見直し、情報提供の種類毎に定型化し、決裁事務作業の簡素化を図ること等により、業務実施体制の効率化をする。
国土交通省	管区海上保安部	③	武器の取扱いにあたり、マニュアルを整備するなど、取扱方法を定型化することにより、業務を効率化する。
国土交通省	管区海上保安部	③	警備実施を行う対象について、情報を収集し重点化を図ることで合理化し、業務を効率化する。
環境省	大臣官房総合政策課 環境教育推進室	①③	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の施行等に関する業務について、主幹となる施策に係る事務が実績の蓄積等により体系化されてきたことから、マニュアル作成により業務を定常化するとともに、室内の業務分担の見直し等により、他の係等で所管する事業との包括的な実施などにより業務の効率を上げることで体制の縮減を図る。 また、環境教育等に関する情報の収集・提供等に関する業務についても、各事業のカウンターパートやターゲット層を精査し、適切かつ効果的な情報提供に努めるとともに、蓄積してきた知見に基づいて外部機関の活用を進めることで体制の縮減を図る。 各種会議については、開催事務の一部をICT化により合理化する。
環境省	大臣官房環境保健部 環境保健企画管理課	③	「水銀に関する水俣条約」及び「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の施行の着実な実施のための業務については、各省や地方環境事務所からの必要な報告の簡略化の検討・試行を行うなど業務プロセスにおける見直しを含めた業務の一層の合理化・効率化を進める。
環境省	地球環境局 総務課 気候変動適応室	③	気候変動適応調整業務については、これまで地方公共団体等による地域の適応推進に係る業務を実施してきた。平成30年12月に施行された気候変動適応法に基づく広域協議機会が各地域で立ち上がり、地方環境事務所の地域適応推進専門官が運営を実施するなど、地域における適応推進の体制が強化されたことから、地域の気候変動適応の推進に係る基盤的施策を室長補佐に集約するとともに、各地域に根ざした適応の推進及び地方公共団体との調整等については各地方環境事務所の地域適応推進専門官に担わせることにより、業務の実施体制を見直す。
環境省	水・大気環境局 総務課	③	自動車燃料蒸発ガス中の規制物質及び規制自動車の範囲等に関する業務については、同一課内の他の係が所掌する、規制対象の自動車燃料及びその品質項目の範囲等に関する業務と密接に関連するため、同係において一体的に実施することにより、一層の業務合理化を進め、体制の縮小を行う。
環境省	水・大気環境局 土壌環境課 地下水・地盤環境室	③	地盤沈下防止対策に必要な調査及び研究、総合的な施策の企画立案等に関する業務については、毎年の定常業務(全国の地盤沈下地域の概況等)をこれまでの調査で得た知見により整理・フォーマット化し、とりまとめ事務の効率化を図ることで一層の業務合理化を進め、体制の縮小を行う。

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
環境省	自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室	③④	鳥獣の保護管理に関する技術について最新の知見をもとにガイドライン等の資料を作成し、業務に活用するとともに、外部有識者の助言を受けることで、職員の業務量を減少・合理化し実施体制の縮小を図る。
環境省	自然環境局 自然環境計画課	③	自然環境計画課における生態系サービスの経済的価値の評価等に関する業務については、これまでの当該業務に係るノウハウや知見を整理しマニュアルを作成することにより業務を定常化するとともに、一部業務を外部委託することで一層の業務合理化を進め、体制の縮小を行う。
環境省	環境再生・資源循環局 総務課循環型社会推進室	③	国際循環政策に係る調査研究に係る業務について、外部委託を推進することで職員の業務量を縮小・合理化し、国際循環政策に係る世界各国及び国内関係機関との連絡調整業務については国際循環政策担当補佐が行うことで実施体制を見直す。
環境省	関東地方環境事務所	③	生態系の保全に関する業務について、これまでの当該業務に係るノウハウや知見を整理し事務の効率化を図ることにより、一層の業務合理化を進め、体制の縮小を行う。
環境省	中部地方環境事務所 (信越自然環境事務所)	③	信越自然環境事務所国立公園課では、地域連携専門官が地方自治体などの様々な主体と連携した国立公園の管理運営施策を展開してきたが、これまでのノウハウや知見を整理し、各団体との連携において要諦となるポイントや見込まれる課題等を見据え、それらには優先的に対応する等の効果的な業務プロセスを構築することで業務の効率化を図ることにより、一層の業務合理化を進め、体制の縮小を行う。
環境省	原子力規制庁長官官房 総務課国際室	③	国際原子力機関(IAEA)や経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)との連携・調整に関する業務について、これまでの業務により定型化が図れる分野については、当該分野に係るノウハウや知見をマニュアルとして整備することにより、他の国際機関担当と当該業務のノウハウの共有を図る。
環境省	原子力規制庁長官官房 放射線防護グループ 放射線防護企画課	③	放射線防護企画課の庶務担当は、フロア各課の職員の勤怠管理を統括しており、職員の勤怠管理に係る業務に係るノウハウや知見を業務手順書として整備することにより、フロア各課の庶務担当と業務ノウハウの共有を図るとともに、出張手続、共済関連手続に係る業務についても、定型化を図り、業務ノウハウを事務補佐員と共有し効率的な役割分担を行う。
環境省	原子力規制庁長官官房 放射線防護グループ 監視情報課	③	放射性物質又は放射線の監視及び測定に関する基本的な方針並びに体制の整備に関する業務について、原子力災害対策指針を始めとする原子力規制委員会決定文書や、原子力安全委員会により策定された旧指針類が数多く存在するものの、関係文書を整理し検討に必要な情報収集の時間を短縮することにより、業務の効率化を図る。
環境省	原子力規制庁長官官房 技術基盤グループ 技術基盤課	③	原子力規制委員会が実施する安全研究に関する業務のうち、進捗管理及び研究評価に係る業務の定型化を図り、研究の進め方に関する基本的な方針を整備することにより、業務ノウハウの共有を図る。
環境省	原子力規制庁長官官房 技術基盤グループ システム安全研究部門	③	原子力施設における常設重大事故等対処設備に係る審査ガイド等の整備に関する業務のうち、電気・計装設備に関する規制基準等について、必要なデータ及びそれらの取得方法を記した業務手順書を整備することにより、業務ノウハウの共有を図る。
環境省	原子力規制庁長官官房 技術基盤グループ シビアアクシデント研究部門	③	原子力施設における重大事故対策に係る審査ガイド等の整備に関する業務のうち、炉心損傷防止に係る規制基準等について、必要なデータ及びそれらの取得方法を記した業務手順書を整備することにより、業務ノウハウの共有を図る。
環境省	原子力規制庁長官官房 技術基盤グループ 核燃料廃棄物研究部門	③	管理施設・輸送に係る規格基準等の整備に関する業務のうち、諸外国の規制動向、最新データ等の調査・収集・評価等について、必要なデータ及びそれらの取得方法を記した業務手順書を整備することにより、業務ノウハウの共有を図る。
環境省	原子力規制庁原子力規制部 原子力規制企画課	③	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の施行等に関する業務について、主幹となる施策に係る事務が実績の蓄積等により体系化されてきたことから、マニュアル作成により業務を定常化するとともに、室内の業務分担の見直し等により、他の係等で所管する事業との包括的な実施などにより業務の効率を上げることで体制の縮減を図る。 また、環境教育等に関する情報の収集・提供等に関する業務についても、各事業のカウンターパートやターゲット層を精査し、適切かつ効果的な情報提供に努めるとともに、蓄積してきた知見に基づいて外部機関の活用を進めることで体制の縮減を図る。 各種会議については、開催事務の一部をICT化により合理化する。

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
環境省	原子力規制庁原子力規制部 審査グループ	③	研究開発段階炉施設、試験研究炉施設、核燃料物質の使用施設及び特定原子力施設等の審査並びに製錬、加工、再処理、貯蔵、廃棄及び核燃料物質等の事業所外における運搬等の安全審査に関する業務について、原子力規制委員会において了承された方針や、審査基準、ガイド等が多数に上ることから、関係法令・審査基準等の規定を整理し審査の進め方等を記した業務手順書を整備することにより、業務ノウハウの共有を図る。
防衛省	地方協力局地方調整課	③	米軍横田飛行場に配備されているCV-22に関する地元調整業務について、これまでの地元調整のノウハウが蓄積されているため、これまで本省と地方防衛局の双方が行っていた調整業務を地方防衛局に一元化することにより、本省における業務を簡素化する。
防衛省	地方協力局地方調整課	③	米軍岩国飛行場に移駐した空母艦載機に関する地元調整業務について、これまでの地元調整のノウハウがある程度蓄積されているため、地方防衛局から本省への地元調整状況に関する報告を定型化、簡素化することにより、本省における業務を簡素化する。
防衛省	地方協力局 周辺環境整備課	③	防衛施設の周辺対策事業(障害防止事業)の予算執行管理及び予算要求業務について、各地方防衛局の執行額の集計作業マニュアル及び予算要求資料の審査チェックリストなどの業務要領を作成することにより、業務の効率化を図り、業務実施体制を見直す。
防衛省	地方協力局施設管理課	③	駐留軍用地特措法による沖縄県における土地等の収用等に関する各種手続き事務について、これまでの実績をもとに標準的な業務の流れや業務内容の整理が図られていることから、事前準備等に要する時間を短縮等することで、業務の合理化・効率化を図り、業務実施体制を見直す。
防衛省	地方協力局提供施設課	③	提供施設整備に係る各種業務(対米調整、予算要求・執行、国会対応)について、各係に共通する業務上承知しておくべき基本的事項や実務上の留意事項などをまとめたマニュアルを作成し、課内において柔軟で即応的な対応が可能となるよう業務の効率化や集約化を行う。
防衛省	地方協力局 沖縄調整官付	③	駐留軍の施設及び区域に関する調査及び研究について、これまでの業務を通じて知見の蓄積が進んでいることから、基地問題に対する施策の企画及び立案を行う係に調査・研究業務も集約し、業務の実施体制を見直す。
防衛省	地方協力局防音対策課	③	防衛施設の周辺対策事業(防音対策事業)の予算執行管理及び予算要求業務について、各地方防衛局の執行額の集計作業マニュアル及び予算要求資料の審査チェックリストなどの業務要領を作成することにより、業務の効率化を図り、業務実施体制を見直す。
防衛省	地方協力局補償課	③	道路補償、中間補償、周辺補償の各種業務について、業務のマニュアル化を進め、各職員の業務の平準化・効率化を図り、業務実施体制を見直す。
防衛省	地方協力局 地方協力企画課	③	防衛施設の取得価格及び損失補償業務における支払額等の審査業務について、これまで行ってきた手続きを通じて知見の蓄積が図られ、ノウハウの浸透が進んでいることから、防衛施設に関する調査及び研究業務を行う職員と一体的に業務を実施する体制を構築し、業務の効率化・合理化を行う。
防衛省	地方協力局労務管理課	③	駐留軍等労働者の安全衛生業務について、担当間で作業内容を共有するとともに、定型的な業務の見直しや標準化を行うことにより、業務の効率化を図り、業務実施体制を見直す。
防衛省	地方協力局 地方協力企画課	④	ガムにおける建設工事のモニタリング業務のうち、工事の実施に伴う各種会議資料の作成や通訳業務の一部について、民間委託を行う。
防衛省	防衛大学校総務部	③	これまで実施してきた歴史的記録資料のアーカイブ化により、「自校史教育」に係る教養科目の開設や史料室の開室など自校史教育体制が確立されたことから業務の必要性を見直すとともに、記録資料のマイクロフィルム化や電子データ化を同一室内の他の係に分担することで業務実施体制を見直す。
防衛省	防衛大学校教務部	③	防衛大学校の入学試験に関する業務について、試験制度の調査・研究及び試験実施体制の評価・検証を行い、近年では2度の大きな見直しを実施した。そのため関連業務のノウハウが蓄積されたことから、試験区分・試験事務などの実施要領の見直し等の業務は同一課内の他の係で引き継ぐことが可能となるため、業務実施体制を見直す。
防衛省	防衛研究所理論研究部	③	「安全保障意識」に関する調査研究について、従来、理論研究部社会・経済研究室の助手1名が専任で担当してきたところ、これまでの研究で得られた調査研究に必要な資料の収集及び整理に係るノウハウの蓄積により、研究要領の効率化が図られることから、広く国家・軍・社会の関係を扱っており当該テーマに一定の親和性がある他担当の研究者が研究を行うよう研究実施体制を見直す。
防衛省	防衛研究所地域研究部	③	「北極をめぐる戦略環境」に関する調査研究について、従来、地域研究部米欧ロシア研究室の助手1名が中心となり実施してきたところ、これまでの研究で得られた調査研究に必要な資料の収集及び整理に係るノウハウの蓄積により、研究要領の効率化が図られることから、北極海に重要な利害関係を有する国の外交・軍事を担当する研究者が分担して研究を行うよう研究実施体制を見直す。
防衛省	統合幕僚監部 総務部	③	連絡調整に係る業務について、統合幕僚監部内での業務要領を見直し、政策的見地から重要な事項については参事官が業務を実施することで連絡調整業務室の業務を効率化する。
防衛省	統合幕僚監部 運用部	③	国際平和協力活動等に係る業務について、統合幕僚監部内での業務要領を見直し、政策的見地から重要な事項については参事官が業務を実施することで国際協力室の業務を効率化する。

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
防衛省	統合幕僚監部 防衛計画部	③	災害発生時等の事態発生時における教訓収集・整理については、運用部に一元的に保持することとし、防衛計画部の教訓収集機能を効率化する。
防衛省	陸上自衛隊	④	給食業務の業務区分を見直し、各種マニュアルを整備して、部外委託を活用することにより、調理員の省人化を図る。
防衛省	陸上自衛隊	③	給食業務の調理体制を見直し、非常勤職員を活用することにより、調理員の省人化を図る。
防衛省	陸上自衛隊	③	物品管理業務の業務区分を見直し、繁忙期のサポート態勢を構築することにより、業務の効率化を図る。
防衛省	陸上自衛隊	③	倉庫のロケーション管理を見直し、器材を活用することで手作業による搬出入を局限することにより、業務の効率化を図る。
防衛省	陸上自衛隊	③	各種施設の補修・修繕に係る技術手順をマニュアル化し、課の業務分担の見直しによる業務実施体制を確立することにより、業務の効率化を図る。
防衛省	海上自衛隊	③	補給本部における弾火薬類に関連する業務について、自衛艦隊等から示される作戦所要、後方上の要求を踏まえた弾薬の整備計画及び集積搭載計画等を迅速かつ的確に作成可能とし、全国を俯瞰した整備計画、火薬庫管理、整備技術管理等を実現するため、従来、各弾薬整備補給所で実施していた弾薬等の技術管理、整備員の練度・経歴管理を補給本部で一元的に管理するなど、業務の割り振りを見直し、効率化を図る。
防衛省	海上自衛隊	①	各造修補給所等において維持・管理していた、補給品の物品管理等を行うシステムについて、最適化・効率化を図るため、各造修補給所に分散設置していたサーバを撤去するとともに、プログラムの改修やデータベースの整備を含む、システムの維持整備を海上自衛隊補給本部において集中管理する。これにより、窓口が一本化され、切れ目のない対応が可能となることから、各造修補給所、艦船補給処及び航空補給処の情報処理課を廃止する等して、既存の業務の実施態勢を見直し、効率化を図る。
防衛省	海上自衛隊	③	情報態勢強化のため、自衛艦隊の実施する各種作戦及び部隊運用に対し、電磁波領域への対応を含む情報活動を可能とする新組織を新設し、新領域の対応の一つである電磁波に係る調査研究機能及び教育機能等、今までにない全く新しい業務を実施するため、基礎情報支援隊等の部隊を廃止する等して、既存の業務の実施態勢を見直し、効率化を図る。
防衛省	海上自衛隊	③	各部隊に研究職技官を分散配置し実施してきた各種能力分析・評価業務について、新防衛計画の大綱において掲げられている新領域(サイバー・宇宙(衛星)・電磁波)の更なる能力強化に対応するため、「海上幕僚監部防衛課能力評価・分析室」に集約する一環として、「指揮通信開発隊」の関連配置を廃止し、研究に係る業務を海上幕僚監部に一元化することで、迅速な対応が可能となり、業務の効率化を図る。
防衛省	海上自衛隊	③	東京業務隊及び印刷補給隊それぞれで実施している管理(総務・文書・人事・経理業務)及び補給(調達・給養・定型用紙に係る需給統制)業務等について、整理集約することにより印刷補給隊を廃止し、調整及び意思決定に要する結節点を削減し費消時間を短縮するとともに、各種事務手続きを簡素化するなど、既存の業務態勢を見直し効率化を図る。
防衛省	海上自衛隊	③	行動中の艦艇等において、故障が発生した場合、各艦艇等が各造修補給所経由で故障を探求し、必要な部品を確保するとともに輸送手段の確保等を個別に調整していたところ、補給本部に輸送の一元的な調整を実施する課を設置することにより、造修補給所の保有する補給物品を統括し、輸送についても一元的な調整により全国を俯瞰した輸送調整対応を可能とすることで、既存の業務態勢を見直し、最適化を図る。
防衛省	海上自衛隊	③	航空補給処情報処理課において、ソフト面とハード面で別々の担当班に分かれて業務処理していたが、双方に密接に関わる業務が恒常的であり、その都度、班を跨ぐ調整が必要となり非効率な業務態様となっていたところ、これら業務を一元化し対応窓口を一本化することにより、不要な結節点を廃止し効率的な調整を可能とすることで、業務の効率化を図る。
防衛省	航空幕僚監部 総務部	③	渉外業務について、翻訳・通訳等の手続きを簡素化するとともに、専門用語や活動実績のデータベースを整備することにより業務の効率化を図る。
防衛省	航空幕僚監部 人事教育部	③	就職援護業務について、これまで再就職等規制の教育を累次にわたり実施してきた結果、制度の理解促進に一定の成果が出ていることに加え、各種フォーマットの共通化等を行うことで業務の効率化を図る。
防衛省	航空幕僚監部 人事教育部	③	人事制度、補充計画、特技配分等の人事計画に関する機能と要員養成のための教育訓練に関する機能を集約することで、人事計画及び教育訓練に関する機能を一元的に管理できる体制とする。
防衛省	航空幕僚監部 装備計画部	③	新規装備品等において、契約の関係から防衛装備庁等との間で調整を要する装備品等の取得により生じた特許に係る手続に特約条項を適用することで手続業務の効率化を図る。
防衛省	航空幕僚監部 装備計画部	③	輸送業務のうち、輸送に関する計画及び技術指導等の業務は、整備・補給業務と親和性が高いことから、業務を集約することで、整備・補給機能と輸送機能の連携を強化し、後方全般の最適化を図る。
防衛省	航空自衛隊	③	複雑化、専門化する会計業務に適切に対応するため、分屯基地等の会計業務の見直し、効率化を行い業務体制の集約を図る。

府省等	部局	業務改革番号	業務改革の取組内容
防衛省	航空自衛隊	③	各部隊のメンタルケアに関する業務について、各航空団のメンタルヘルスに係る相談件数と担当職員数を比較し、業務量の格差を是正するため、1人当たり業務量の少ない航空団の人員を合理化する。
防衛省	航空自衛隊	③	装備品の調達業務に係る業務処理要領の見直しを行い、機能別の実施体制から装備品等別の実施体制とすることで、装備品に関する調達業務の効率化を図る。
防衛省	航空自衛隊	③	部隊等の各種施設管理業務を円滑かつ適切に実施するため、施設関連要員の配置を見直し、所要の施設管理を実施する態勢の効率化を図る。
防衛省	情報本部電波部	①③	信号解析に用いられるソフトウェア開発業務について、令和2年度に総合解析装置のプログラム更新が実施されることにより、当該開発業務が簡素化され業務量が減るため、ソフトウェア維持管理要員が併せて業務を実施する体制に見直す。
防衛省	情報本部電波部	③	課の庶務業務は、業務要領が確立されているため定型化が可能。そこで、当該業務は細分化し、既存の業務体制から課内での分担制とする業務体制に見直す。
防衛省	情報本部通信所	④	通信所員に提供する食事の調理業務について、当該業務を民間委託及び近傍自衛隊の部隊からの支援で対応することで既存の業務体制を見直す。
防衛省	地方防衛局	③	大規模自然災害や自衛隊の事件事故などの緊急事態等に対処するための態勢等について、内部規則の策定並びに防衛施設を抱える関係地方自治体との情報共有及び自治体が行う防災訓練への参加といった取組を推進してきたことにより、自治体との間で事態発生時の対応に関する一定の関係構築が図られたため、各種事態対処に係る業務の効率化を図り、業務実施体制を見直す。
防衛省	地方防衛局	③	契約締結や工事完了等の報告業務について、これまで各機関、各施設毎、個別書式にて作成していたものを、書式を統一し、入力記載事項等をマニュアル化し入力することにより、業務の効率化を図り、業務実施体制を見直す。
防衛省	地方防衛局	③	工事工程の作成業務について、これまで各係の考え方により地域特性等を考慮し作成していたところ、地域特性等の付加条件を具体化することで、どの係でも一律に工事工程を作成することができるようになり、課全体として業務が効率化されるため、業務実施体制を見直す。
防衛省	防衛装備庁調達事業部 輸入調達官付	③	一般輸入調達に関する海外企業価格調査の業務について、これまで行ってきた調査を通じてデータ及び知見が一定程度蓄積されてきたことから、業務の効率化を図り、業務実施体制を見直す。
防衛省	防衛装備庁 ・長官官房 ・プロジェクト管理部	③	装備品のプロジェクト管理を実施する上で重要な判断指標となる見積単価及びライフサイクルコスト等を算定するコスト管理機能について、これまで取得段階別又は装備品の種類別に複数の課に分散して配置されていたところ、当該機能を一つの室に集約し、ノウハウの共有や算定基準の共通化を図り、コスト算定の精緻化及びチェック機能の強化を可能とすることで、業務の実施体制を見直す。
防衛省	防衛装備庁 プロジェクト管理部 事業計画官付	③	装備品等の研究開発に関する計画の作成及び管理について、複数部にて分担して実施してきたところ、効率的な業務の遂行の観点から当該業務を集約し業務実施体制を見直す。
防衛省	防衛装備庁 プロジェクト管理部 統合装備計画官付	③	これまで複数の課にまたがって行われていた装備品等の研究開発の計画の作成・管理に関する業務について、他課に一元化することに伴い、業務の実施体制を見直す。